

令和2年6月10日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第2日）			
出席議員 (10名)	1番 鈴木 千 春	2番 大 川 徹 也	3番 原 直 弘
	4番 吉 田 豊	5番 田 中 静 雄	6番 原 田 希
	7番 吉 富 隆	8番 大 川 隆 城	9番 寺 崎 太 彦
	10番 中 山 五 雄		
欠席議員 (0名)			
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平	副 町 長 森 悟	
	教 育 長 野 口 敏 雄	会 計 管 理 者 橋 本 真 美	
	総 務 課 長 三 好 浩 之	まち・ひと・しごと創生課 河 上 昌 弘	
	財 政 課 長 坂 井 忠 明	危機管理対策監 弥 永 正 一	
	建 設 課 長 森 園 敦 志	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 日 高 泰 明	
	住 民 課 長 扇 智 布 由	健康福祉課長 江 島 朋 子	
	税 務 課 長 矢 動 丸 栄 二	教育委員会事務局長 中 島 洋	
	生涯学習課長 小 川 成 弘	文 化 課 長 宗 雲 英 則	
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次	議会事務局主事 松 田 望	

議事日程 令和2年6月10日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
1	4番 吉田 豊	1. 農村環境保全対策 2. インセンティブ事業 3. 新型コロナウイルス対策 4. 道路（町道）の防災対策
2	8番 大川隆城	1. 水害（大雨）対策について 2. ごみ処理場建設整備について 3. 教育行政推進の今後について 4. フォアスの活用をどう考えているのか
3	3番 原 直弘	1. 防災対策について 2. 教育・子育て施策について 3. 新型コロナウイルス感染症に伴う支援について 4. 中心市街地活性化事業について
4	5番 田中静雄	1. 集中豪雨時の安全対策について 2. 町道下津毛三田川線の変則五差路の安全対策について 3. 新型コロナウイルスの支援策について

午前9時30分 開議

○議長（中山五雄君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

お諮りいたします。ただいま武廣町長から6月9日の町長の行政報告の一部を訂正したいとの申し出がありました。発言の申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。武廣町長登壇して説明をお願いします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。6月9日の行政報告につきまして訂正に対する許可をいただき誠にありがとうございます。

早速ですが、12ページをお願いいたします。

2行目の「また、放課後を利用した学習塾、家庭教師、文化・スポーツ教室及等」と申しておりましたけれども、正しくは「また、放課後を利用した学習塾、家庭教師、文化・スポーツ教室等」でございます。

以上、行政報告の訂正と会議録の訂正についてよろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

武廣町長からの発言の訂正と会議録の訂正の申し出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。武廣町長からの発言の訂正と会議録訂正の申し出は許可することに決定いたしました。

次に進みます。

日程第1 一般質問

○議長（中山五雄君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

通告順のとおり、4番吉田豊君よりお願いします。

○4番（吉田 豊君）

皆さんおはようございます。議長より登壇の許可をいただきました。早速一般質問を行いますが、その前に、新型コロナウイルス感染予防対策に日々努力いただいている町長をはじめ、執行部の皆さんに心からの敬意を表したいと思います。そのかいあって、当町からは感染者が出ていませんし、知事も県をまたいだ外出についても解除を考えておられるような新聞報道もありました。しかし、油断は許されません。第2波、第3波がやってくることも言われております。私も十分注意したいと思います。

時節柄3月期同様、少しでも早く終わりたいと思いますので、執行部の簡潔な答弁をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、早速通告順に従いまして、質問をいたします。

まず最初に、農村環境保全対策として、(1)として、外来生物の除去方法をどのように考えておられるのか、特に最近繁茂が非常にひどいブラジルチドメグサなりホテイアオイ等の町内の繁茂状況が分かる書類の資料要求をしておりましたが、資料の提出ができないということでございますので、資料の提出がなぜできないかということをもう最初にお尋ねしたい

と思います。

次に、質問事項の２といたしまして、インセンティブ事業についてお尋ねをしております。

インセンティブ事業につきましては、３月議会で健康福祉課長にお尋ねをいたしまして、基本的には予防の必要性というものは私の意見と一致したように私は理解をしております。したがって、３月定例議会その後の施策をどのように進めていかれるのか、お考えを聞きたいと思っております。

３番目といたしまして、新型コロナウイルス対策です。これにつきましては、町独自の支援対策は中小事業者に対する支援は３月議会でお示しをいただきました。その後、農業に対しても先日の佐賀新聞の報道によりますと、学校給食に毎日６０キロのタマネギを使うということで町の対応が出ておりますが、それで終われるのか、今後また次の手を打たれる考えがあるのか、それについてお尋ねをいたしております。よろしくお願いします。

それから、道路（町道）の防災の対策ということでお願いをしておりますが、これは昨年の８月３日の大雨のときに、１級河川の切通川が下津毛のところで決壊をいたしました。それによってＪＡ上峰支所の北側のほうから役場のほうに県道をまたいで流れ込んで、役場の周辺の道路が車が通行できないような高さまで冠水をいたしました。そういう状況のものを今後もあり得るという想定の下にしますと、上峰の南部はもちろんでございますが、この役場周辺の中部地区も道路のかさ上げをして避難道路の確保が必要になるということに考えますので、その避難道路の改修対策を建設課長がどのように考えておられるのか、今後どのような進み方をされるのかについてお尋ねいたします。

以上、４点でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の１番、農村環境保全対策、質問要旨の１番、外来生物の除去方法ということで執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

農村環境保全対策、外来生物の除去方法はこのことの質疑の前に、先ほど冒頭でお尋ねがあった点についてお答え申し上げます。

議会での資料要求に対しては、現存する我々の公文書として管理しているもの、資料等があれば提出するという考え方の中で進めておりまして、以前水草対策をしたときの資料はございますけれども、昨今の状況というものをつぶさに把握しているわけではございませんでした。議員が御理解をいただいておりますように、現在、産業課のほうでは新型コロナウイルス対策に注力をしている状況であり、その資料づくりを先に優先させるという判断を私はしませんでした。とは言うものの、こういった町内での問題というものが浮かび上がってきている以上はですね、私自身が把握する必要があるということで、先日この周辺の水路の周りを確認していったところでございますので、まだ文書として残してはございませんけれども、

私のほうから答弁を申し上げさせていただきたいと思ってございます。

まず、議員お尋ねの外来水草ブラジルチドメグサ、ホテイアオイの町内の繁茂状況であります。江迎地区の大きく分けて5カ所に現在大量に繁茂している状況がございます。前牟田地区の幹線水路も全て見て回りましたが、現在は集落支援員の撤去等も功を奏し、現在水草が繁茂している状況が確認できるところはございませんでした。維持管理の問題と、こうした2次的な対策というものの関係性がしっかりと我々の中で地元の農家さんと協議を踏まえてしっかり協議をしていきながら、役割を分担していくことが必要だという理解の中、今後進めていく必要があるなというふうに調査した結果感じたところでございます。

具体的に申しますと、以前維持管理適正化事業で大型幹線水路のしゅんせつを行いましたけれども、その水路が基本的に一番繁茂している状況でございました。そこから真っすぐ南側に下って直接90度に、直角に曲がるエリアまで、ここも大量に繁茂している状況。また、八枚地区、碇地区、若干江越地区にも繁茂している状況があったというわけでございます。

議員よく御存じのように、ブラジルチドメグサは特定外来生物に指定されております。ホテイアオイも外来生物でございます。水面を浮遊する多年草であります。中の水面に大量発生してですね、水草の異常繁茂によって在来種との競合、あるいは生態系に及ぼす影響が非常に大きいということで、また、営農活動にも支障を来すということで、水草の除去に、処分に労力と費用を発生している自治体も数多くあるということで理解をしております。私どもとしては一時的な管理ということで多面的機能支払交付金を各地区でお願いをしておりますけれども、その部分で適用できなかったものについてはですね、今回緊急的に対応をする必要があるということで、集落支援員さんと今現在協議をしているところでございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

先ほど町長からお答えをいただきましたが、県営圃場整備事業に着手する前は、江迎地区も、同僚議員の中にも江迎地区からの選出議員がおられますが、ホテイアオイが相当繁茂したわけですね。そして、圃場整備によってクリークを埋立てたためかどうか分かりませんが、ホテイアオイについてはごく一部に発生するような状況になっておりますが、この除去の方法については集落支援員さんと協議をして進めていくという町長の答弁でございますが、私はその行政で全て除去するという方法についてはいささか疑問があります。というのは、元来、上峰町の南部地区のクリーク地帯は、秋祭りのときに通常くんちと言いますが、くんちに親戚一同をその実家に呼んで、そして、秋祭りのお祝いをしよったわけですね。そのお祝いの席上にクリークにいるフナを捕るためにですね、深いところではポンプを2段、3段つないで水を干し上げてそのところにいる魚を捕って、それをフナの昆布巻きあたりにして、くんち魚としてお客さんをもてなしよったと。そのときついでにですね、現在かんびょういという道具を御存じの執行部の皆さんは年齢的に見ても副町長ぐらいしかおらっしゃらない

かなと思いますが、長い木の枝の先にですね、モウソウダケの半分ぐらいを小さな受皿のついたものをつけて、クリークの汚泥を田んぼに上げて除去してですね、それで、その上げた汚泥は非常に肥沃な土地ですので、それを田んぼにばらまいて肥料代わりにつくったと。そういう昔からの地域の行いとしてクリークも守られてきたわけですね。したがって、今後この除去対策というのは1年取ったからそれで終わりということじゃないだろうというふうに私は思います。

したがって、そういう昔からのそういう引き継いで地区の活性化の方法としてですね、先ほど町長が言いよりました、多面的機能支払、農地・水交付金の活用をしながら、地域の地区の行事として取り組んでいかなければ、とてもじゃないけれども行政で手の届く範囲内では終わらないだろうというふうに思います。それはなぜかというですね、通常官民の境界は、水路の場合は堤防の上が境界です。道路の場合はのり尻が境界です。これが一般的な官民の境界の基本的な事項だと思いますが、このブラジルチドメグサも公有水面が市町村長の管理に県からの委託を受けておられるから町するのが当然ということにも分からないわけではございませんが、今後、そういう官民の町道の道路ののりなり、水路敷きののりの草刈りなどを行政に要望されてきたら、とてもじゃないけど行政は太刀打ちできないんじゃないかと。やはり地域の皆さんの協力をもって、地域の環境は地域で守るというふうな運動の展開をしていかなければ、とてもじゃないけどこの問題は解決しないだろうというふうに思います。その点についていかがお考えでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

大変言葉足らずで申し訳なかったなと思いますけれども、私も吉田議員と同じ考えでございます。まずは一時的な予防のための対策が必要だという位置づけで、また、これは多面的機能支払交付金がどういう役割を負ったその交付金かといいますと、農家の日常活動によって、その支援をすることで家計を温めるというような考え方で当初ございましたので、外来植物によるその被害について基本的な情報を最も早く発見された地域においてですね、まず予防のための一時的な対策がされるべきだというふうに考えております。防除のための2次の対策の前に、私が今行おうと思っているのは、やはり地区によってその意識の違いが随分あるのではないかなと。そういったどいぼしと言われる議員御紹介の文化があるところは、そういった何といいますか、水路の管理というものを定期的に行うような文化があるのかもしれない。

そういう意味ではやはり協議をしながらですね、集落支援員さんとも話しているんですけど、地域の方と協議をする中でやはり日常的管理を行っていくことをしっかり区長さん方にも理解していただく。つまり、具体的に言うと、ある意味多面的支払交付金の予算をですね、やはり一定期間の中には1回、あるいは数回設けて、そういった日常管理をお願いしていくようなことを基本的に共有しながら進めていく必要があるという意味で、緊急的防除

を行いたいと思っております。

この防除については、本来、確認が公共団体必要ですけれども、緊急的な対応について我々としては行えるというふうに判断を上部官庁ともお話をさせていただきながらしておりますので、当面は集落支援員と私自身もですね、水路に入って一回このブラジルチドメグサ、この生態をしっかりと確認しながら、あるいはホテイアオイとヒシも昨日拝見した中では結構見られます。このヒシについてはですね、地域によってはこれを特産品として活用されているところもございますので、そういったいろいろ今の水路、水草に対する理解を深めながら考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○４番（吉田 豊君）

ありがとうございました。大体基本的な考えについては私の意見と一致したようでございますが。ここで産業課長にちょっとお尋ねをしたいんですが、現在の農地・水対策で国庫補助金を使ってですね、日当立てして自分たちで駆除してもよいし、それが不可能であれば、業者に委託しても、その業者に委託する委託料あたりは補助対象として使えないのかどうか。使えるとするならば、そういうものも含めて各地区の区長さんあたりの指導をしていただくべきじゃないかというふうに思いますが、その補助金の使途についてお尋ねをいたします。

○産業課長（日高泰明君）

皆さんおはようございます。吉田議員御質問の国庫補助金、多面的機能交付金の事業の中における国庫金の使い方についてですが、多面的交付金につきましては、業者に委託するというふうな経費も見ることができるところでございます。交付金額の中でその金額がなければ翌年に繰越してお金をためてというふうなところもできるところになっておりまして、そういったところで、お金をなるべく自分たちの手に余るようなところにつきましては、財源を確保していただいて、業者発注により行うこともできるというふうなところがございますので、業者に委託での対応というふうなところもできるところでございます。

以上でございます。

○４番（吉田 豊君）

これをなぜお尋ねしたかというのはですね、執行部の課長さんたち全て御存じだと思いますが、役場の西側に上坊所地区を流れるなか川というのがあります。以前はですね、その中に汚泥がたまって草木が生えて水の流れも悪かったわけですね。非常に環境が悪かった。それで、上坊所地区で話した結果、生産組合で話しましたが、１回目は業者に頼もうと。その後、毎年、今の時期に区役として川の中に入って草木の除去とかなんとかで、今んとこきれいな水路として確保ができとるわけですね。そうすることによって、非常に地区の環境が整っていくと。そういうものを根本に置いて考えるべきということで、以前から私は環境週間にちなんだ環境美化活動を推進して、優秀な地区には、ちょっと表現、発言悪いと思いますが、

ほこり流しといいますか、終了した後一杯ビールでも飲んで、そいでまた意思疎通を図って地域の行事として残していくような、そういう考え方はできないかということで今までも何回も質問してきましたが、実現しておりません。幸い、こういうブラジルチドメグサのことも出ておりますので、この際、やはりそういう区長さんが環境推進員ですから、区長さんに相談をして各地区の競争心をあおっちゃ駄目なんでしょうけれども、いいところには幾らかのお金を払いますので、一杯飲むぐらいの金を払いますので、美化活動に協力してくださいというふうなお願いをされたほうがいいんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。町長からお伺いをいたしたいと、お願いします。

○町長（武廣勇平君）

先ほどから繰り返し申しておりますように、議員のおっしゃっておられる地域内での美化活動の一環で、そういった水路の管理をしていただいていることは大変町としても地域のモデルたる行動だという意味で敬意を表させていただいているところでございます。現在その活動もされておられるというふうにお聞きいたしましたし、お尋ねはあれですかね、懇親会等を行政ができるような予算を組んだらどうかということなんだろうけれども、その点は非常になかなかハードルが高いのかもしれませんが、多面的機能支払交付金の活用の中で、地域の皆様方が費用弁償等に充てていただいて、それを持ち寄って何か地域の親睦を図るということは今までもきつと行われているでしょうし、今後とも行われていってもおかしくないのではないかというふうに考えてございます。

○４番（吉田 豊君）

ありがとうございました。ここで一つ議長にお願いがあります。この水草除去については大字江迎の区長さん連名で請願書が提出されております。地方自治法第109条3号の規定では、委員会で審議されることと示されております。この内容から判断すると、振興常任委員会で審議をされることとなると思われますが、この件に関しては、私も江迎地区、前牟田地区にも水田を所持しており大変関心があり、審議にも参加したく思いますので、総務厚生常任委員会も含めて請願書の審議をさせていただきたく存じますので、お取り計らいのほどよろしくお願い致します。

○議長（中山五雄君）

今、吉田議員から議長宛てに申し出がありましたけど、その点については後で協議をしたいと思います。よろしくお申し渡します。

次に進んでいいですか。（発言する者あり）

質問事項の２番、インセンティブ事業、質問要旨の１番、３月定例議会その後の政策はということで執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

皆様おはようございます。吉田議員の質問事項２、インセンティブ事業、要旨１、３月定

例議会その後の政策はに関して答弁いたします。

3月定例会におきまして、生活支援事業の地域での居場所づくり支援や個人での運動の取組も含めて事業に取り組む内容の答弁をさせていただきました。現在、老人クラブと連携をしまして町内で百歳体操に取り組んでおります。生活支援コーディネーターによる体操指導や定期的な体力測定を計画しており、地域の方がどなたでも参加できる内容になっております。個人での運動の取組についても町内のジムとの連携により利用者の特定健診の受診率が上がるなど効果が見られますので、引き続き検証の上取り組んでまいりたいと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○4番（吉田 豊君）

私の書き方がちょっと悪かったか分かりませんが、そういうこともさることながら、例えば、ジムに対する補助金が、今度みやき町が作っていますね。あそこが1,500円の補助金を出すということで聞き及んでおりますが、福祉課長はそれを聞き及んでおられるのでしょうか。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの吉田議員のみやき町の取組について把握しているのかという御質問だったかと思えます。

概要については確認をさせていただいているところでございます。先ほども申しましたように、健康づくり事業のジムとの連携につきましましては、医療費についても国民健康保険の被保険者になりますが、減額しているなどの結果が見られております。当町におきましても、こちらについて、7月をめどに、1年事業開始からたちますので、そこについて見直しを行っていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

今把握はしておるというふうなお答えでございました。で、私が常日頃申し上げていきますように、他町よりも一歩前に出なさいということを常に言っているわけですね。だから、よそが1,500円やったら1,500円では駄目なんですよ。2千円出して現計予算の中で運営できるでしょう。そういうことをなぜしないかということを言っているわけですね。新たに予算を要求せんばいかんような状況であれば別ですけど、今の1千円の補助金を2千円上げて予算が不足して事業できなくなるような予算額なんですか。私の判断では2千円出しても別段問題ないと。だから、私がいつも言うように、周りがしたからそれにするのは行政マンじゃないですよ。まねですから。やっぱりこういうことを念頭に置いてこうしたらよくなるなということを思いついたら、よそよりも一歩前に出てしなさい。今、健康福祉課長の答えの中で、やっぱり国保の中でも医療費が少なくなっておるような傾向もあると。もう1年でそういう

結果が出てきておるなら、やっぱり一歩前に出て、みやきが1,500円なら、上峰は2千円出すよと。それで、どんどん健康づくりの輪が広がっていけば国保の軽減にもなるし、介護保険の抑制にもなるわけですね。で、3月の質問のときに健康福祉課長から、公費5割、保険税5割、介護保険ですね、で運営しますからということですが、最近もよくテレビで太陽生命のコマーシャルを見るんですけど、やっぱり認知症の人がもっともって増えて5人に1人という形になれば、今の介護保険そのものの予算が足らなくなって保険税を上げざるを得ない、そうしたときに我々介護保険の納税義務者というのは、もっともって保険税が高くなったら払い切りませんよと。だから、予防をするために考えてくださいということはずっと申し上げてきたわけですね。だから、今私が申し上げた、何で2千円の補助ができないのかということに対してお答えをいただきたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの2千円の補助がどうしてもできないのかという御質問だと思いますけれども、先ほども少し述べましたが、現在、受診率の向上や医療費の削減については一定の効果が見られております。今後利用者の増員、それから、事業の継続ということも考えまして、令和元年8月から開始しましたこの事業については、令和2年7月で1年になりますので、そこについて、金額等についても見直しを検討していきたいと考えてるところです。

以上です。

○4番（吉田 豊君）

7月に見直すということですが、7月で丸1年たつんでしょうか。それと、もう一つは、3月の議会に私は提唱しました。日本一健康長寿の町をスローガン掲げて頑張りましょうよということで申し上げましたが、それについてもまだ何の答えもスローガンも庁舎にはかかっておりませんので、それに対してどのようなことをされるのか、お答えをいただきたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいま2点御質問があったかと思いますが。7月で丸1年がたつのかという御質問ですが、7月をもちまして事業は1年経過するということでございます。

で、2点目に、日本一健康寿命のスローガンはということでございますが、こちらについては、上峰町におきましては、糖尿病、血糖値の数値が高い方が県内でも高い位置に示しております。で、係とただいま事業を進めておりますが、こちらについてはその血糖値を下げるような取組をしていくということを掲げていこうということで、重症化予防も含めて取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

まず最初に、7月で丸1年になるということなんですが、じゃ、7月になったらその1千

円の補助金を増額する予定があるのかどうか、それが1つと、それと、スローガンに対しては血糖値の高い方が多いということで、糖尿病予備群ですか、私も不幸にして糖尿病ということで内科医の先生から受けましたが、そのスローガンと実際その糖尿病の予備群が多いというのは、スローガンの下での活動の一環として対策を取っていくというのが普通じゃないのかなというふうに思いますが、課長の考えをお尋ねしたいと思います。

参考までに申し上げますが、健康福祉課の保健婦にはこの間申し上げました。佐賀県の唐津市の加唐島ですか、は糖尿病患者が一人もいません。それはなぜかといろいろ聞いたら、海藻の種類の中にフノリという海藻があるそうです。それをお茶代わりに煎じてずっと飲んでおると。その話を聞いて私ももう約半月以上なりますんで、今度内科に行ったときには採血をしてA1cの数値の移動といいますか変化を見てみたいなというふうに思いますが、基本は行政としてスローガンを掲げてその一環としていろんな事業を行っていく。これはスローガン掲ぐっくらいにや大して金もかからんと思いますが、町長いかがですか。

○町長（武廣勇平君）

先ほどからこのインセンティブの事業の拡充については健康福祉課長が答弁しているように、個人での運動の取組についても町内ジムとの連携でかなりの実は効果が出ております。減額がという表現はその部分でありますけれども、まさに課長が申し上げましたように、7月末で1年がたちますので、その点をしっかり確認した上で、効果のある施策については拡充するのは当たり前だし、特に年金受給者の皆様方の健康を維持するという意味では、やはりそう多くの拠出を求められないと、健康づくりにですね。そういう観点からも非常に私自身は効果があると思いますので、随分私の中では健康福祉課長、前広に議論するみたいな意味で答弁されているんだけど、やるかやらないかというような御質疑でございますので、なかなか答えに苦慮しているのかなというふうに映っておりました。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

それでは、もう一つ私は3月議会で提案をしたつもりです。それは何かといいますと、65歳以上の方がですよ、5年間健康で続けた人には1泊旅行ぐらいプレゼントしてはどうかと。で、10年以上健康を保たれた方についてはハワイ旅行ぐらいプレゼントしても損はせんのではないですかということを申し上げました。

そこで、お尋ねなんです、これもテレビのコマーシャルの中ですから100%信用はできないと思いますが、ほかに入手する手段がありませんので、テレビのコマーシャルを取り上げますと、要介護1、生活の支援だけでも月額個人負担が3万4千幾らという数字が出されております。それを割り戻しますと、年間介護費用として1人4,000千円ぐらいの金が出ていくというふうな計算になりますんで、そこでお尋ねですが、町内における65歳以上の要介護1、2、3、4までですかね、今介護認定の段階は。したがって、要介護の認定される要

介護１、２度合いによつての人数と、そいと自己負担が幾らなのか、で、広域の介護組合から出される１人当たりの費用というのは幾らなのか、それを介護の基準に基づいてお知らせいただきたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの65歳以上、要介護のそれぞれの認定の度合い、それから、負担金の割合についてですが、すみません、ただいま細かい資料を持ち合わせておりませんので、後でお示しをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

質疑ありませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問事項の３番、新型コロナウイルス対策、質問要旨の１番、町独自の支援対策はということで執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

皆様おはようございます。吉田議員の質問事項１、新型コロナウイルス対策、要旨１に関して答弁をいたします。

町内におけます新型コロナウイルス感染症によります生活、経済への影響緩和を緊急的に図るために、町内飲食店等のテイクアウト営業の促進及びテイクアウト利用者への利便性向上を目的に臨時的に行う趣旨で、６月１日月曜日から平日の11時半から13時の間に、吉野ヶ里温泉敷地内ハコミネ付近でハコミネ町民市を現在実施してございます。弁当、オードブル、総菜といった品が対象でございます。税別で単価３千円以内の商品につきましては７割の給付、３千円を超え５千円以内の商品につきましては５割の給付、５千円を超える商品は給付はなしということで実施をしております。消費者におきましては、実質３割または５割の出費で買い物ができるという仕組みになってございます。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問の質問事項３、新型コロナウイルス対策、要旨１、町独自の支援対策は、産業課分について答弁させていただきます。

５月18日に承認いただきました補正予算によりまして、町独自の支援対策として応援給付金、休業支援金の支給をしているところでございます。また、花木に対する支援策としまして、国が提唱する花いっぱいプロジェクトにも取組、庁舎内に花を飾る取組も行っております。そして、ハコミネ町民市におきまして町に要請がありました上峰町肥育部会の佐賀牛、ＪＡ上峰支所タマネギ部会のタマネギ、そして、花木につきまして出荷支援消費拡大のため町が販売支援金を交付して消費者に安い値段で購入を促進する取組をして支援を図っているところでございます。新型コロナウイルス感染症による影響がどのようなところに出ている

のかについては、察するに余りあるところがありますので、今後とも情報の把握に努めて上峰町の支援対策を検討していくところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

このコロナ対策に対しては、農業支援の面でも各市町いろんな方法を取って支援をされておるようでございます。隣のみやき町においてもタマネギ農家に対して次期作用のタマネギの種子購入に対する補助金も出るようになりました。したがって、今現在ですね、産業課長にお尋ねしますが、タマネギ農家が去年と今年の販売価格がどの程度減額になっておるのかという調査をしたかどうか、調査をしておればその実際を報告をいただきたいと思います。また、他の市町では佐賀牛の枝肉の低減に伴って非常に肥育農家が困っておると。したがって、肥育農家の素牛購入、子牛購入に対する補助金も出すような自治体も出てきています。だから、そういうことに対して産業課長として今後検討する考えがあるのかどうか、併せてお尋ねをいたします。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問のところの市場の下落状況、タマネギの状況につきましては、うちのほうで調べたところもありまして、この場で発言させていただきます。

平均価格1キロ当たり57円につきまして、24%ほど低下し、ほぼ半分になっているというふうな状況をつかんでおります。また、牛肉につきましても落ちていてところで、金額のところはちょっと手元に資料がありませんが、そういったところで、タマネギ、肥育牛についての状況につきましては、要請によるところで確認をして、うちのほうで状況把握をしてるところでございます。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

タマネギについては半額以下ということ、牛についてはつかんでいないということなんですが、先日、佐賀県でもタマネギ農家10アール当たり70千円の出資補助をするという新聞報道がっております。だから、半額以下の単価で販売されるような状態になったものに、上峰でも先日も新聞報道、一昨日ですか、あったんですが、学校給食で60キロ毎日使うと、購入するというタマネギ支援のことも載ったんですが、要は農家としては来年のための種子代が不足しておるタマネギ農家というのはかなりあると思うんですね。だから、それに対する支援は考えられないのでしょうか。

それともう一つ、牛。牛は枝肉が回復するまでそんない出荷ば待てばよかろうもんということにもなりますが、何せ出荷の段階になった牛は食欲がかなり多くて、飼料代に、値上がりよりも飼料代が先行くわけですね。だから、どうしても安くても出さないかん。そうすると、素牛の売った次には子牛を買って、また次の次年度対策をせにゃいかん。その子牛を買

う金がない。だから、子牛を購入されるものに対して、ある自治体では子牛購入に対する補助金も出されておるといのが新聞に載ったわけですね。だから、上峰でもそういうことを当然産業課長は町長にお願いをして予算獲得に向けて努力をすべきじゃないかというふうに私は思いますが、いかがですか。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問のところで、タマネギ農家、次期の種子代についての補助が県、国のほうから示されておるといふうなところは、うちのほうでも把握しております。また、牛肉につきましても、タマネギのほうは冷蔵庫、貯蔵施設がちょっといっぱいといふうなところで販売促進の事業に積極的な、大きなところで取り組んであるところもありますが、牛肉の出荷につきましても、まだ冷蔵庫、冷凍といふうなところもあるかといふうなところでこの要請書を受けたときにお話を聞いておって、もちろん、これは国のほうからの素牛の出荷につきましても補助金を出すと、支援金を出すといふうなところの情報もつかんでおります。肥育部会様からの要請書の中にもそういったところで支援をしていただきたいといふうなところの文面もございまして、また、今回につきましても、ハコミネ町民市のほうで消費拡大のところについての取組をまずもっているところでございます。

もちろん、よその状況等を見まして、上峰町でもその部分に手を当てていくところでは説明考えるところでもございますが、そういったところをる庁内でも協議しまして今後の対策につなげていくといふうなところで考えております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

今、私が申し上げた内容については把握はしておるといふことなんですが、把握をしたらどういふうに感じて対策を取るのか、そこまで併せて説明をお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

吉田議員御質問のところで、把握はしているが産業課長としてどのように感じているかといふうなところで答弁をさせていただきます。

もちろん国、県の施策を見ますと、そういったところでの来年の種子の種代のところでお金を出す。もちろん営農を継続していただきたい、タマネギを来年度も作っていただきたいといふうなところ。また、子牛の出荷につきましても、もちろんその子牛の導入につきましてもお金を支援金をつけてですね、また営農、子牛の飼育を続けていっていただきたい、そういうふうな趣旨のところを把握して、私としてもそういったところの道で町のほうについてもお金をつけれるべきなところはつけたいといふうなところで感じておるところですが、そういったところ、国、県からのお金のつけ方、また、支援金の金額の内容につきましても、る協議しまして、うちのほうでその金額について対策ができるのかできないのか、また、予算のほうも無尽蔵といふうなところでしゃべっているところでございまして、町のほう

でも計画を持って、今取組で議会の承認をいただいております応援金、支援金の、その財源の中ですね、こういった取組もできるかなというふうなところで検討しているところでございます。そういった検討をしまして、こういったところで町もできるのであれば実施したいというふうなところで検討していきたいというふうなところで思っております。

以上でございます。

○4番（吉田 豊君）

産業課長さん、あなたがまずね、タマネギ農家にはこいだけせんと来年のタマネギは作付ができませんよという趣旨に立って町長に要請せんと予算はつきませんよ。肉だって子牛農家じゃなか、子牛じゃなくて素牛の購入です。枝肉として肥育農家が売った分に対して利益が出ないから次の素牛の購入が、子牛の購入ができないから、それに対する補助をせんばいかん、してもらわんばいかんという私の質問なんですよ。子牛の生産は上峰町内にはないと思います。肥育農家だけだと思いますが、多分。だから、要は主管課長として農家の実態を十分把握して、で、こういう状態だから町長何とかせんと、もうタマネギ農家も潰れますよ、肥育農家ももうなくなりますよというせっぱ詰まった訴えを町長にして町長に予算要求をせんと、右から左、補助金が出るわけないですよ。貴重な町民の税金ですから。大事に使わないかん。もう町長はいつも言っているわけですから。だから、それを十分あなたが認識をしてタマネギ農家の実態はこうなんですよと、肥育農家の実態はこうなんですよということを町長に訴え続けて初めて補助金をもらうことができる、つけるようなことができるわけですから、もう少し農家の実態に親身になって考えてですね、実態調査をされて町長に意見具申をしていただくようお願いして、この質問を終わります。答弁要らん。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、道路（町道）の防災対策、質問要旨、水害地の避難道路確保対策はということで、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（森園敦志君）

皆様おはようございます。この4月に建設課長を拝命しました森園です。改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、吉田議員の質問事項4、道路（町道）の防災対策、質問要旨1、水害地の避難道路確保対策はという御質問に対しお答えいたします。

御承知の内容とは存じますが、近年の集中豪雨等により冠水する区域としましては、町南部では碓地区から八枚地区にかけての区域、前牟田地区においては、野間口周辺から東にかけての区域、坊所新村地区など、南部の至るところにおいて冠水をしている状態です。坊所地区では、中学校体育館の南部一帯、また、一昨年からは下津毛交差点付近から加茂交差点付近にかけて中村地区や役場庁舎周辺が冠水という状態になっております。

御質問の避難道路の確保の対策としましては、碓地区につきましては、集落南の町道江越碓線、前牟田地区につきましては町道老松米多線の冠水対策工事を実施しております。また、野間口周辺につきましては、南東部の町道について冠水対策工事を実施しており、この延長部分を本年度実施予定としております。

現状の対策としましては、町南部における部分的なものとなっていますけれども、冠水の箇所が広域に及んでおりますので、状況を見ながら順次対策を講じていければと考えております。

以上、吉田議員の質問の答弁を終わります。

○４番（吉田 豊君）

冠水状況については把握をされておるようでございますが、坊所地区の例えば、役場の周辺ですね、特に去年、切通川の決壊をしたからだとは思いますが、私は上坊所の栗ノ内というところに住んでいますが、横に県道坊所城島線が通っています。県道坊所城島線は農協の西側で通行止めです。役場の北の道路、町民センターの北の道路も、私は何とか軽トラックで通り越えることができたんですが、家内は怖くて通れない。もう孤立状態ですね。江迎地区、前牟田地区についても、一部では去年私がお願いをして一部実施してもらっておりますが、町内の至るところでこういう状態が続いている。もうずっとですよ。毎年。したがって、９月の定例会までにね、この冠水地域の避難道路の確保ということで路線名と改良する年度、この一覧表を要求してこの質問を終わります。出せますかどうか、それだけで答弁をお願いします。

○建設課長（森園敦志君）

御指摘の冠水対策工事として路線名と９月定例会までにその計画をというお話でございましたけれども、現在、これまで道路冠水が常襲的に発生しております南部地域の部分的なところだけ今実施しているところでございますけれども、その対策工事をした後に、またそういった冠水と、大雨というような状況にもまだなっておりませんので、今回した工事の結果が、実際自然が相手なので、どのように水が動くのかとか、そういったところを経過観察が必要かなというふうには感じてはおります。坊所地区におきましても年々開発が進んでおりまして、冠水の状況も毎年移り変わっていくのかなというところで想像いたしております。

そういったところで、なかなか計画、実際神埼北茂安線より南のほうが海拔的には一番低くて、その次に低いところが役場周辺になるのかなというところでは考えておりますので、そういった順序においてできるだけ早く計画を立てることができればなということで考えておるところでございます。

以上、吉田議員の質問の答弁とさせていただきます。

○４番（吉田 豊君）

もう少し明快な答えをいただければもうやめるつもりだったんですが。建設課長ね、経過

観察をして云々じゃない。もう南部地区は全てが調整池なんですよ、水田がね。あその1か所を、野間口んにきちっと閉めた、碓ばちっと閉めたけんって、水流が大きく変わるようなあいじゃないでしょうが。だから、今現在、把握している実態の中で、少なくとも冠水が50センチメートル以上になれば軽トラックでもマフラーがつかりますので、通行不能です。昨年私も巡回したときにはですね、聞法寺、お寺、聞法寺の北側の道路ね、あそこで危うく私の軽トラックも止まりそうになりました。これはいかんと思うてですね、エンジンもうちょっと吹かしながら何とか脱出しましたが、そういうところ、女性の方はね、まず女性ドライバーは行き切りませんよ。孤立ですよ。さらに、一昨年の朝倉地区のああいう豪雨の集中豪雨が来たらね、切通川の1か所ぐらいじゃ済みますよ。井柳川だって切れるだろうし。町内の各河川が全てそういうふうな状態になったらどうしますか。幾ら防災マップでね、避難所はここにありますが、避難所に行けんじゃないですか。そういう道路政策じゃ駄目だから9月までに何年度にはここをやる、何年度にはここやって、最終的に何年度には一応避難道路は確保しますというぐらいの意気込みを見せてくださいということでお願いをしました。だから、9月定例まで絶対それを作って出してください。議会にも示してください。お願いします。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」「し切らんならし切らんで言うとかんないでけんばい」と呼ぶ者あり）

○建設課長（森園敦志君）

先ほどぜひ作ってくれということで吉田議員のほうから申されましたとおり、できるだけ頑張ってまいりたいと、気持ちだけは持っておりますけれども、なかなか難しいかなというところはございますので、ぜひ御理解のほどよろしく願いいたします。（「頑張ってください。終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

ほか答弁ありませんか。

ないようですから、吉田議員の質問をこれで全て終わります。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、55分まで休憩します。休憩。

午前10時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

一般質問を再開いたします。

8 番大川隆城君よりよろしくお願いします。

○8 番（大川隆城君）

皆様おはようございます。許可をいただきましたので、早速質問をさせていただきます。

まず最初に、水害（大雨）対策について、その後の対応策の進捗状況はどうかということでお尋ねをいたします。

この件については、昨年の災害が発生しました後、それぞれ何回となくお尋ねをしてまいってきておりますが、令和元年12月定例会の折には、町独自で緻密な調査をやるべきであるという答弁をいただいております。また、令和2年3月定例会では、10か所の冠水地区を確認したので、通行止めの看板を10枚準備するという答弁もいただいております。そのほかにもいろいろと指摘をさせてもらってございましたものですから、それらの対応については当然協議を重ねられて、どういうふうにするかということは結論を出してあるかと思うわけであります。例えば、南部地域水路の各地にある水門をですね、大雨が降った際には連携して開門をすとかされているかと思いますが、その確認をする必要があるんじゃないかとか、また、避難所の関係におきましては、先ほど同僚議員からも触れられておりましたけれども、前牟田学習等施設の前の道路は、施設は避難所になっておりますが、道路は冠水して全然通行不能になるという状況でございます。その辺の、先ほどありましたような避難所に行く道路の確保とか、その辺の対策をどういうふうにされているのかというふうなこともですね、もろもろ検討をされてきておると思いますので、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

第2番目に、外記のため池利用に関して関係者との協議の進捗はどうかということでお尋ねをいたします。

この件につきましては、3月定例会で、失礼。その前に、状況把握のために調査をやるという答弁をいただき、そして3月定例会で、2月初旬、関係地区との協議で調整池利用の件で調査することを理解していただいたと。その後、大雨時に水位を下げることにについて、また関係地区の方々から了解を得たと聞いておりました。最終的にこれこそまた協議を重ねられたと思いますが、具体的にその水位を下げるということについても、どの程度でどうするかというふうなことが多分決められたんじゃないかと思いますので、その辺についてどういうふうかをお尋ねいたします。

また、3月定例会終了後に前課長といろいろお話をさせていただいたときに、このため池関係につきましては、ため池の南側の護岸のところに排水ゲートがありますね。ふだんは水路として見えませんが、その排水ゲートのところまで岸から橋を架けて操作できるようにすることも考えているというふうなお話も聞いておりましたが、そういうことについてもどう

いうふうかということをお尋ねしてまいりたいと思います。

第2番目に、ごみ処理場建設整備について。

そのまず1番目、先日、鳥栖市真木町に建設される処理場の業者が決定したとお聞きします。その経緯についてお尋ねをしたいと思います。

どういうことかといいますと、この落札された相前後して、その直近まで吉野ヶ里、あるいは神埼市のほうからいろんな、例えば、予定地の大雨による冠水の問題、搬入道路の問題等々が問題視されて、いろいろと物議を醸していた経緯があったものですから、そのあたりがどういうふうなことでの対応だったのか、反応だったのかをお聞かせいただきたいと思います。

また、この落札金額が324億円と示されておりますけれども、この金額の施設の建設費、あるいは運営費の内訳がどういうことか、ちょっとお尋ねをしてまいりたいと思います。

第2番目に、処理方法についてはどういうやり方でされるのか。これは以前は、今の中原地区にある処理場については、その建設前からこういうやり方でやりますということで始まったわけですが、今回は、一応この業者決定になるまで、そのやり方がどうか分からないまま来たものですから、どういうやり方でされるのか、お尋ねをしてまいりたいと思います。

また第3番目に、リサイクルセンター建設は別の場所にと聞くが、その費用負担等についての協議は進んでいるのか。

これも皆様御案内のとおり、別の場所に建設という話は聞いておりますけれども、処理場の建設と同時並行的にある程度協議もなされているのではなかろうかと思い、お尋ねをしてまいりたいと思います。

第3番目に、教育行政推進の今後についてということでお尋ねをいたします。

まず最初に、コロナウイルスで休校が続く学業の遅れが心配されるが、今後の対応についての計画はどうかということでお尋ねをしたいと思います。

休校により不足した時間数を確保し、消化するためだけにならないようお願いをしたいと思います。そういうことはないと思いますが、さらにお願いをしたいと思います。やはり理解度が遅い生徒さんもいらっしゃると思いますが、そういう生徒さんたちをそのままにして先を急ぐようなことがないように、ぜひお願いをしたいと思います。

また、これまでコロナウイルスの関係でいろんな行事が中止になってまいりました。そういう中で、県の段階におきましても代替的な行事を復活してされるようなこともございます。ですから、町としてもそういうふうな形で、全部は無理としても、幾つかでも代替的に復活してできる行事はないものか、そういうことをどういうふうと考えられておられるのか、お尋ねをしてまいりたいと思います。

そういう中で、私の個人的な気持ちといたしましては、体育祭、あるいは文化祭等はぜひ

何とかできないものかなと。時短してでもいいですから、できれば、子供たちにしてみればいい思い出になると思いますが、いかがでございましょうか、お尋ねをしてみたいと思います。

第2番目に、オンライン授業での不足器具の借上、無償貸与は今後も継続していかれるのか。

この件については、先日、6月5日だったですかね、コロナ対策の第2弾ということの中でお示しございました。そういうことで整備をしていくということでございますので、その辺をもう少し詳しくお尋ねをしてみたいと思います。

第3番目に、今このコロナウイルスで学校の休校が続いてきた関係で、学業の遅れがとてもあちこち心配されているわけでございますけれども、その時期に9月入学説があちこちから出てまいっております。特によくメディアに登場される各県の知事さんあたりが9月入学説を言われる方も結構いらっしゃるわけでございますが、この件についてですね、私も今回、勉強不足で初めて知ったわけでございますが、過去、日本においては明治初期は9月入学だったのが、徴兵制度導入等々によって4月入学に変更され、現在に至っているということでございます。このコロナウイルスによる休校の長期化をきっかけとして9月入学説がささやかれておりますけれども、今新聞紙上等でも、各関係者の皆さんのいろんな御意見を新聞紙上で述べられておりますけれども、やはりそれぞれメリット、デメリットを訴えられておりますので、なかなか難しい問題ではございますが、町としてはこの関係についてはどういうふうにお考えになるだろうかという感じでおります。

というのが、当然これは近い将来どうかという議論をしていかなくちやならないと思いますが、これも当然全国的な形で、各県各市町まで意見を求めてということも当然あるかなという感じでもおりますものですから、町としてどういうふうにお考えか、お尋ねをしてみたいと思います。

第4番目に、フォアスの活用をどう考えているのかということでお尋ねをいたします。

このフォアスの整備目的といいますのは、やはり農家の皆様方の所得の向上ということで、これまで我が町では米、麦、米麦中心の農業で来たと思いますけれども、その田んぼを米麦以外にも多目的に多用途の作物を栽培されるようにということで整備をされたと思っております。ですから、フォアスを整備したことが最後ではございません。始まりなんです。ですから、その辺のことを町としてどういうふうに活用をし、農家の皆さんの所得向上のためにどういうふうにご指導をされるものか、お尋ねをしてみたいと思います。

以上4点、よろしくお願いをいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、水害（大雨）対策について、質問要旨の1番、その後の対応策の進捗状況はどうか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（森園敦志君）

大川隆城議員の質問事項 1、水害（大雨）対策について、質問要旨 1、その後の対応策の進捗状況はどうかという御質問に対しお答えいたします。

ほかの議員からも同様の質問がございますので、同様の答弁も含まれますが、御承知のほどをお願いいたします。

まず、道路の対策としましては、碓地区につきましては、集落南の町道江越碓線を、前牟田地区につきましては、町道老松米多線の冠水対策工事を実施しています。また、野間口周辺につきましては、南東部の町道について冠水工事を実施しており、その延長部分を今年度実施予定でございます。対策の現状としましては、町南部における部分的なものとなっておりますけれども、冠水箇所が広域に及んでいますので、状況を見ながら順次対策を講じていければと考えております。

次に、河川の対策につきましては、佐賀県東部土木事務所長に対し、佐賀県が管理する河川のしゅんせつの要望活動を 5 月 20 日に計画しておりましたが、コロナ禍の影響による先方の業務方針もありまして、延期をせざるを得なくなりました。新型コロナウイルスの感染状況もございましたけれども、状況を見ながら、引き続き要望活動を計画してまいりたいと考えております。

なお、佐賀県東部土木事務所における対策状況といたしましては、切通川におきましては、災害復旧やしゅんせつを含む河道の掘削、竹や木の伐採、堤防の補強など、井柳川におきましては、災害復旧やしゅんせつを含む河道の掘削がなされております。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8 番（大川隆城君）

先ほど言いましたように、この関係についてはですね、昨年の水害がひどかったことは皆さん御案内のとおりでありまして、今年も同様にはならないようにということで、早くから対策をしてくださいよと言いつけてまいっておりました。その中で、先ほども言いましたように、町全体をきちんと調査をやって、どこにどういうふうな手だてをすればいいということを調査の結果を基にして計画をされているかと思うわけですね。ですから、まずその調査を本当にきちんとやられたかどうかをお尋ねします。

それと、先ほどちょっと触れられましたが、井柳川については、県が総合流域防災事業でしゅんせつ等を計画され、対象とされていると。それから、ほかの町内にはあと 3 本 1 級河川がありますよね。その関係については、通常の維持管理計画の中で早急に対応を強く要望すると答弁をもらってありました。で、いよいよ今年も天気予報を皆さん御案内かと思いますが、今日の夜から明日にかけて大雨が降るといふ、それからまた、ずっと雨の日が続くように予報はなってますから、いよいよ梅雨どきに入ってくるわけですね。ですから、なお心配をするわけです。ですから、その辺が今言う井柳川のことについても先ほど触れられま

したが、具体的にどこ辺りをどうされたのかですね。それから、ほかの1級河川についても強く要望された結果、どういうふうな示しがあったのか、お尋ねしたいと思います。

○建設課長（森園敦志君）

先ほどの大川隆城議員の質問、調査はどのようにしているのか、それから、井柳川はどこをどういった形でしゅんせつをしたのかということにつきまして御答弁申し上げます。

まず、調査につきましては、海拔等を見ながら、去年の写真、去年、大雨の日に確認した内容を基に現状把握をしたというような形でございます。

それと、井柳川につきましては、場所としましては264号線より南、下流です。江見線の南のほう筑後川の潮の影響で毎年かなり堆積をするということで東部土木事務所のほうでも把握をされておりまして、その補助事業がないときもですね、毎年定期的にそういった掘削をされていると、しゅんせつをされているということで聞いております。

以上でございます。（「ほかの1級河川の関係はどうですか」と呼ぶ者あり）

ほかの1級河川の関係ですけれども、現在のところ切通川の部分と、先ほど申しました井柳川の部分、それ以外についてのちょっと計画的な部分は、今のところないということで把握をしております。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今答弁いただきました井柳川については、国道264の南部のほうからされているということとありますが、じゃ、上峰の区域にされるのはいつ頃になるものかということをお心配するわけですよ。課長も御案内かと思うけれども、とにかく泥土がいつぱいたまっていることは間違いないわけですよ。当然下のほうからしてこんといかんというのは分かりますけれども、やはり上峰町、一日でも早く町内のね、そういうこともしてもらいたいということで心配するもんですからお聞きするわけですが、いつ頃というのは、予定といいますかね——は分からんわけでしょうかね。とにかく一日でも早うしてもらいたい。また、ほかの3本の1級河川も、毎回言ってますように全く同じ状態。それもね、やっぱりしてもらわんことには、一応雨が降って冠水したとか、水が最終的には切通川とか井柳川に集約して流れていくことはそのとおりですからね。じゃ、一番最終的にはけるところをきちんとせんことには、滞留してしまうということにははっきりしています。ですから、ぜひお願いしたいわけですよ。だから、今言うごと、前回も言ったように、一日でも早くしてもらおうような対応を、対策を考えて働きかけを強くせんことにはいかないと思いますから、ぜひそれはお願いしたいと思います。

そういう中で、実は昨日おとといぐらいだったですか、切通川の越水して右岸の裏側が削られたところがありますね、倉庫の東側。現場行ってみました。確かにコンクリート固めて堤防はきれいになっていましたが、おっとどっこい、川の中を見たらヨシがいっぱい生えて

いますよ。先ほど伐採云々というのは報告されましたが、上峰に関するそこはされてなかった。そして、以前もちょっと言ったように、あの越水したところのすぐ下流に石の橋かな、あるわけですよ。あそこで持ってるんですよ。そして、ヨシがいっぱい生えているし、あそこは砂地ですけれどもね、たまっている。そういう状況だから、部分的にでもここを泥揚げをしてもらえんかという話もしていたかと思います。ですから、仮に今日の夜から大雨じゃんじゃん降っててなれば、ひょっとしたらまた同じことが起こらんとも限らないという心配をするわけですよ。ですから、その辺はやはり工事はしたとしても、その後がどうかというと、十分現地を確認してね、さらに要望すべきはしていくということをしていかんことには、繰り返し繰り返しになりますよ。そしたら、せっかくしたことが無駄になる。じゃだめだからね、そういうことをして確認しながら、言うべきは言ってもらいたいと思います。

そういう中で、今度は、先ほど同僚議員から出ましたが、この役場の西側の水路、そして歩道、去年はあそこもありましたように、膝上までぐらいの冠水がありましたね。その関係もあってちょっと歩いてみました。そしたら、街路樹のハナミズキを植栽してありますが、結構なくなっています。そういう中で、枯れたまんま立っているところが5本ありました。そうすると、去年は流れたりはしなかったけれども、ひょっとしたら今年もまた同じようになればね、その木が倒されて流れていって被害が出るかもしれないというのも小さいながらも思うわけですよ。ならば、そういうやつはやっぱり心配なら早く除去してしまうことも当然必要だろうし、今度は逆に街路樹が等間隔でありますと、今度はもしそういうときは、防護柵的に何かが流れてきたときは、そこで止める役目もありゃせんかいという気もするわけです。ですから、あそこを歩いてみましたらですね、今言う枯れ木の立った5か所プラス23か所、28か所がありません。ですから、やはり先ほどちょっと出ましたように、景観的なことも考えて、またそういうことも考えれば、やはり早く植栽するなりしてきちんと管理すべきじゃないかということも思っているわけですよ。ですから、さっき言ったこと、切通川の関係、それと、先ほどの歩道の街路樹関係でどういうふうにお考えか、お尋ねをしたいと思います。

○副町長（森 悟君）

今、大川議員のほうから大きくは3点につきまして質問いただいております。

課長のほうもお答えしておりますのがまず1番目、道路冠水対策でございましてから、これにつきましては、3か所が今まで完了しておるということを報告したものでございます。今後も引き続き、現況、状況、きっちり調査しながらですね、先ほど議員のほうからも、12月においてはきっちり調査をして、そして、計画性を持ちながらやってほしいという要望がございました。それを受けましてから、そこについては今後も、まさに6月、梅雨どきでございすけれども、昨年、一昨年と冠水箇所でございます。それを受けまして、また、今年度も状況を把握して、そして、次はどこを改良していくのか。先ほども吉田議員のほうからも計

画的な改修というお話も出ましたが、まずは私ども喫緊の課題としてどこが必要なのか、そういうことをつづさに把握しながらですね、そして、最終的には抜本的な改修の方向性、どのようなものが必要なのかということも、国の動向も含めましてから考えていく必要もあるかと存じます。

2点目でございますけども、これは県の管轄の県営河川でございますから、5月20日に協議をさせていただくということで議会のほうからも強く御要望もさせていただいておりますし、私ども行政一体となりまして県のほうに働きかけをしたいという気持ちで同様でございますので、コロナの影響によりまして延期となっておりますけれども、少しでも早く要望活動を現実化して、そして、ここにつきましては、大川議員からも写真等も御提示いただきまして、このように泥がたまっているの、しゅんせつ箇所につきましても明示いただいておりますので、そこにつきましては、きっちり県にも提示いたしましてから、先ほどの井柳川、切通以外につきましても、県河川の必要性、これをしっかり訴えていきたいと考えているところでございます。

最後に、街路樹でございます。これにつきましては、貴重な御意見ありがとうございます。本当に今老朽化しております街路樹でございます。これにつきましては、災害のまた発端になるやもしれませんので、そこは枯損箇所も含めましてですね、そして補植がどのくらい必要なのか。さっき本数まで御提示いただきましてありがとうございます。ここは建設課のほうで今把握をいたしておりますので、ここにつきましては、早ければ今年度中にも対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今の時期は本当にコロナ対策で大変な時期で、職員さん方も本当にお忙しく大変かと思えます。

ただ、災害はいつやってくるか分からないし、待つてはおりません。ですから、お忙しいでしょうが、やはりそういうことも必要なことはですね、ぜひ遅滞なく対応をしてもらいたいと思います。そういうことをまた強く要望してですね、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、要りません。次、お願いします」と呼ぶ者あり）

質問要旨の2番、外記のため池利用に関して関係者との協議の進捗はどうか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（森園敦志君）

大川隆城議員の質問事項1、水害（大雨）対策について、質問要旨2、外記のため池利用に関して関係者との協議の進捗はどうかという御質問に対しお答えいたします。

3月の定例会においては、職員で対応できる調査を行っていくという内容の答弁でござい

ました。

その後でございますが、ため池の機能として、従来は用水のために必要な水量を蓄えていたものを、洪水の調節を図るためにあらかじめ減水をしていただくということにつきまして、地元区長やため池の関係役員の方々に御理解をいただくよう協議を重ねているところでございます。去る5月1日には町長自ら現地踏査をし、地元の方の話も聞いております。

当ため池の維持管理につきましては、長年にわたり地元の利水権者の方々により守られてきたものであり、その水源は雨水によるものがほとんどということで、水量の確保には並々ならぬ御苦勞をされてこられたとお聞きしております。この水利権を治水のために幾分か放棄していただくということにもなりますので、その条件につきましては、慎重かつ丁寧に進めていくべきものと認識をしております。今後も引き続き関係者の方々へ具体的な方法の提案等も行いながら協議を進めてまいりたいと思います。

また、相応の予算を伴うものにもなる可能性もございますので、補助事業の活用など財政的な負担の軽減も思慮に入れてまいりたいと思います。

国のほうでは防災重点農業用ため池に係る防災工事の集中的かつ計画的な推進を図ることを目的とした特別措置法案の準備を進められておりまして、先週の6月5日には農林水産省九州農政局より農村振興部長を含む3名の方が来庁されまして、町長、副町長が直接この法案の事業説明を受けました。この新法を活用し、事業を進めていくことができればと考えているところでございます。

以上、大川隆城議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

森園課長は4月に異動で建設課においでになってまだ2か月くらいしかたっていない。ただし、そう言いながらも、前任者からのもろもろの引継ぎはきちんとされていると思いますから、今までどういうやり取りをやってきたか、どこが問題点かということは十分把握されていると思うわけですよ。ですから、とにかく前々から言ってきましたように、先ほどは冠水地区ということで中学校ですね、それから、町民プールの東の町道、あの辺が冠水しているということは、これまた皆さん御案内のとおりであります。それをいかにしてそういうふうにならんかということで、今言う外記のため池の水量を減らしとって、時間的なあれを稼いでいけば何とかなるんじゃないかということで、外記のため池の調整池機能を持たせたらという話をしてるわけですよ。

そういう中で、これは国のほうが、5月の24日の新聞報道で確認しましたがけれども、国内各地にダムがありますね。そのダムが、大雨が降りそうなときは3日前から放流すると。そうすれば、放流したことで水位を下げれば、そこにまたたまるときは、容量的には2倍の活用ができるというふうな試算の基に、それを実行するような話が報道されておりました。また、その後に今度は6月3日、今度は県の関係でいいますと、佐賀県内に13の県営ダムがあ

ると。この13の県営ダムが平時から水位を0.5メートルから1メートル下げとくということでの対応をするということが報道されておりました。町内にはダムがありませんが、外記のため池も考えてみりやダムの要素も含んでいると思うわけですよ。ですから、さっき言いましたように、大雨時にうんと水位を下げておけば、結構あそこは面積的にも広いし、1メートルでも下げれば大分の量が一時的にあそこで流水を止めて、下流の地域に対しての冠水とかの緩和になるんじゃないかということも思うからですね。ですから、そういう機能をぜひ持たせてもらいたいということをずっと要望し続けてきたわけです。

で、先ほどありましたように、今初めて知りましたが、農政局からおいでになって現地も見られたわけでしょう。そういうことで、対応をどうするかということで確認をしてもらったことについては大変いいことだと思います。ですから、今言われたように、補助事業等々も当然必要ですから、そういうことを十分加味して、これまたなるべくというか、早急にできるように前に進めてもらいたいと思います。その辺について、最後に町長一言お聞かせください。

○町長（武廣勇平君）

低水管理の実施について、担当課を中心に区長さん方とですね、また、一村会の皆様と協議を続けております。基本的には事前に低水位の状況をつくるということが大切ですが、やはりその外記のため池を水源とする受益地に対する水の保障というものが前提となければならないということで、本町ではいろいろ管がですね、パイプラインが結節するような、パイプラインが存在してますので、その結節をさせて保障するというのが一番有効な案だとは思いますが、これはなかなか地元の御理解がいかないデリケートな問題だということで鋭意協議を進めているところでございます。

よって、まだ事前の低水位管理ができてない状況が続くということで、大変厳しい御指摘をいただくことが続いていくかもしれませんけれども、なるべく早くそういう協議を調べていくように担当課を中心に進めていただくようお願いしていきたいと思っております。

○8番（大川隆城君）

今回から弥永危機管理対策監が議会においでをいただきました。で、これからの上峰の防災対策を担当していただくということで御紹介がありました。で、ここにも、これは町民だよりも載っていた紹介記事なんですけれども、防災対策を未然防止、被害対応、復旧の3つの観点から適切に行うために、自衛隊での経験を生かして頑張りたいというコメントも載せていただいております。ということでありますならば、2か月ちょっとしかまだたっておりませんが、やはり先ほどお聞きになったように、町内での今言う水害対策かれこれの箇所としては、ここだ、ここもここもというふうなことで、どういう状況かというのも当然現地に足を運んで把握をされているものだと思いますけれども、意気込みを一言お聞かせください。

○危機管理対策監（弥永正一君）

先ほどお話がありました危機管理監で着任をしました弥永と申します。どうぞよろしくお願いします。

先ほど大川議員のほうから意気込みというか、どういうふうに対策を取っていくかというふうな御質問がございました。

当然、先ほど来御質疑があったとおり、ハード面での準備というか、対策というのも重要ですが、ソフト面での準備というのも非常に重要だと思っています。例えば、災害が起こったときに、いかに住民の方にアナウンスして避難行動をとらせるかとか、避難所をどういうふうにして運営していくかと、そういったところが非常に重要かというふうに思っています。私につきましては、特にそういったところに力を入れて対策を取っていきたいというふうに思っているところであります。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今後とも関係部署と連携を取っていただいて、ぜひよろしくお願いをしておきます。

それと、もう一つお尋ねいたします。

昨日、諸般の報告の中で、令和元年度の一般会計繰越明許費繰越計算書ということでの報告をいただきました。その中で、災害復旧費の中で令和2年度に繰越しされた中で、農林災害復旧事業の関係での予算金額が10,416千円、それから、公共災害復旧事業関係で610千円が繰越しというような報告いただきましたが、昨年の災害で工事がまだなされていないところがあるというわけですね。それもぜひ今年はまたいち早く復旧工事を進めてもらいたいと思います。そうしないと、昨年傷んだところがまた、今年がどうなるか分かりませんが、大雨が降ってまたやられたというたら、また被害が大きくなりますから、ぜひそのことも頭に置いて早急に進めてもらうようにぜひお願いをして、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「結構です」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問事項の2番、ごみ処理場建設整備について、質問要旨の1番、先日、鳥栖市真木町に建設される処理場の業者が決定したと聞く。その経緯についてお聞きしたい、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

皆様おはようございます。私のほうからは、大川議員の質問事項2、ごみ処理場建設整備について、要旨1、先日、鳥栖市真木町に建設される処理場の業者が決定したと聞く。その経緯についてお聞きしたいという質問につきまして答弁いたします。

次期ごみ処理施設整備運営事業につきましては、令和元年5月より佐賀県東部ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会にて審査を行い、要求水準書、落札者決定基準書等、入札説明

書等一式が決定しております。これにより令和元年9月に入札公告を行い、令和元年10月25日から31日までの期間で参加表明書及び参加資格確認申請書類の受付を行っております。その後、参加資格確認結果を通知し、対面的対話、質問回答の公表を経て、令和2年2月に入札提案書類の提出を受け、令和2年5月8日に提案書のヒアリング、審査、開札、落札者候補の選定を行っております。

入札方法としましては、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札方式により実施しております。これを受けて、令和2年5月18日の首長会にて落札者の決定及び公表を行っております。

落札者は日立造船グループで、代表企業は日立造船株式会社九州支社でございます。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。（「吉野ヶ里、神埼の対応を聞かせてください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

大川議員、吉野ヶ里と神埼の云々については、今質問はあなたはされてないと思いますけれども、一旦下がってから。

○8番（大川隆城君）

今、課長からの答弁の経過をたどって業者が決まった、金額も決まったということですが、先ほども申したと思いますが、吉野ヶ里とかですね、神埼がそれまでにいろんな、建設予定地の冠水の問題、あるいは搬入道路の問題等々でいろんな意見が出ておって問題視されていた経過がありますね。そうしながら、今回、業者が決まった、落札金額も決まったということですが、そのときの今言う吉野ヶ里、神埼市の反応といいますか、はどうだったのか、ちょっと心配な感じもするところありますから、お聞かせいただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、324億円の内訳もお願いしたいと思います。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の吉野ヶ里町、神埼市の意見は出されたかという、反応はというような御質問だったかと思います。

5月18日の決定時の首長会におきましては、浸水時対策等、あと、提案書類、様々な項目を確認された上で、2市3町反対意見等はなく、合意の上で決定をされております。

それから、落札者の入札価格の件でございますが、324億円の内訳でございます。建設費が14,192,000千円、管理運営費が30年間で18,208,000千円でございます。いずれも税抜き価格でございます。

以上でございます。（「じゃ、すみません。次、進めてください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、処理方法についてはどのやり方でされるのか、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

私のほうからは、大川議員の質問事項2、ごみ処理場建設整備について、要旨2、処理方法についてはどのやり方でされるのかという質問につきまして答弁いたします。

処理方法につきましては、全連続燃焼式焼却炉、ストーカ炉式でございまして、施設能力といたしましては、1日当たり172トンの処理が可能となっております。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今回の処理場はストーカ方式でされるということが答弁いただきました。今、中原でやっているのが熔融炉方式なものですから、全然新しいやり方でされるということになったわけですが、ストーカ方式で処理を1日172トンの能力を持ってされる。そうすると、残渣物等については後処理ちいいますかね、残渣物についてはどういうものか。

それと、最終処分場がどうなのかというあたりをちょっとお聞かせください。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の残渣物についてはどうなっているのかというような御質問でございます。

次期ごみ処理施設の処理方法、ストーカ炉式から排出されます残渣につきましては、全て資源化、セメント原料化をされますので、最終処分場は必要ございません。

なお、資源化企業と協力する体制づくりを行っているという説明を受けているところでございます。

以上でございます。（「分かりました。じゃ、次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の3番、リサイクルセンター建設は別の場所にと聞くが、その費用負担についての協議は進んでいるのか、執行部の答弁を求めます。

○住民課長（扇 智布由君）

大川議員の質問事項2、ごみ処理場建設整備について、要旨3、リサイクルセンター建設は別の場所にと聞くが、その費用負担についての協議は進んでいるのかという質問につきまして答弁いたします。

リサイクル施設につきましては、現在、鳥栖市において適地選定中であり、選定後に費用等、様々なことについて明らかとなってまいりますので、現時点ではまだ詳細な協議は行われておりません。

以上、大川議員の質問の答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

このリサイクルセンターの関係で町長にお尋ねをいたします。

当初ですね、真木町の予定地に焼却施設とリサイクルセンターが併設予定だったんですけども、あの地でいろいろ地中からのごみが出てきたりとか、もろもろのことがあって変更となり、今回ほかの場所に建設地を求めることになったわけですね。そうすると、そういうことになった原因者としては、鳥栖市が原因者であるという感じが、そういうことでありますもんですから、仮にほかの場所が決まったときの費用負担の中で土地代については原因者が負担すべきじゃなかろうかというふうな思いがあるわけなんですけど、その辺は首長会議なりで協議があっているかなという感じもしますが、その辺について町長いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

先ほど議員の御下問に対しまして方法等申し上げましたとおり、今、担当課長が申し上げましたように、詳細な協議は行われていない状況です。年度内だったか、年内だったか、一定の期限を設けて鳥栖市としては結論を出すということを受けて、その後に他自治体との協議が当然行われるというふうに承知しておりまして、議員の考え方というものは町の立場と全く同じということではございませんけれども、そういう御意見があることを念頭に協議に臨んでいきたいというふうに思っております。

○8番（大川隆城君）

このごみ処理場につきましては、住民の皆さんの一番身近な、そして一番大きな問題でもございます。業者さんが決まり、落札金額も出て、先ほど内訳も聞かしてもらいましたが、いよいよ動き出すということでもありますので、今後につきましては、またいろんな問題が出てくるかもしれませんが、それぞれ御努力いただいて、計画どおり建設ができるように御尽力いただきたいということをお願い申し上げて、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。

質問事項の3番、教育行政推進の今後について、質問要旨の1番、コロナウイルスで休校が続き学校の遅れが心配されるが今後の対応についての計画は、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

皆さんおはようございます。4月より教育委員会事務局長を拝命いたしました中島です。改めてよろしくお願いいたします。

大川隆城議員の質問事項3、教育行政推進の今後について、質問要旨1に関してお答えいたします。

今年度4月以降、上峰小・中学校の臨時休業は24日間であり、授業の欠課時間は、卒業学年の小学6年と中学3年は約120時間、卒業学年以外の小学2年から中学2年は120時間、小学1年は約90時間です。

授業時数の回復の具体策につきましては、まず、小学校は3つ手だてを取ります。1番目

といたしまして、夏季休業を序盤11日間と終盤8日間の合計19日間短縮し、8月1日から8月23日とします。2番目の手だてといたしましては、水曜日は先生方の打合せや会議、研修のため、通常5時間となっていますが、これを6時間にします。3番目の手だてといたしましては、土曜日を開校日として3時間の授業を行います。これらにより9月までには101時間の授業回復が行え、約84%の時数が確保できます。

次に、中学校も3つ手だてを取ります。1番目の手だてといたしましては、夏季休業を序盤18日間と終盤8日間の合計26日間短縮し、8月8日から8月23日とします。2番目の手だてといたしましては、総合的な学習の時間は2学期にまとめ取りをする計画とし、1学期にはその分を教科授業に充てます。3番目の手だてといたしましては、多くの時間を要する成績評価を3期制から2期制へ移行し、年間授業数を増やします。これらにより中学校はほぼ100%の授業時数の回復ができます。

5月15日付文部科学省の学びの保障の方向性等についての通知では、卒業学年は令和2年度中に学習の遅れを回復、卒業学年以外は令和2年から3年度での回復となっており、欠課時数よりも学習内容を充実することとあります。

各学年におきましては、授業欠課時数の回復と同時に、先生方が学年や教科部会を通して学習内容の精査、組合せ等の工夫、研究を効果的に行うように指導、支援してまいりたいと考えています。

学習の遅れの回復につきましては、新型コロナウイルスの第2波を想定しますと、少しでも早く取組、遅れを取り戻すよう気持ちがはやりませんが、児童・生徒の過重負担にならないよう留意しながら、バランスよく取り組んでいくよう学校と連携してまいりたいと考えております。

以上で大川隆城議員の質問の答弁を終わります。（「行事関係については」と呼ぶ者あり）

行事関係の件です。なお、行事関係といたしましては、新型コロナウイルスの第2波の来ない場合ですね、それがなければ、今のところ開催する予定です。先ほど体育祭、文化祭、今のところ予定をします。

以上です。

○8番（大川隆城君）

今、課長から体育祭等については実施予定ということでありましたが、もう一つお尋ねしていたと思いますね。今まで中止になった行事を代替的にされるお考えはないのかということをお尋ねしておりましたが、その件についてはいかがですかね。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

行事の影響ですけれども、今まで小学校では体育館での全校朝会、集会などをオンライン放送により実施いたしております。4月下旬からの全学年家庭訪問は中止と、あと希望と学

校からの依頼に対して個人懇談を実施いたします。あと、また全学年のリレー大会の中止、プール開きや水泳大会等は規模を縮小して実施する予定です。中学校では3年生の修学旅行を5月から10月に延期し、中体連の全国、九州、県大会が中止になっておりますので、開催予定の地区大会に向けて部活動に今現在励んでいるところです。

以上です。（「すみません。次へ進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩します。休憩。

午前11時58分 休憩

午後 1 時 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問要旨の2番、オンライン授業での不足器具の借上、無償貸与は今後も継続していくのか、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

大川隆城議員の質問事項3、教育行政推進の今後について、質問要旨2に関してお答えいたします。

本年3月当初から子供たちの感染防止、安全確保を最優先に考え、やむなく臨時休業の措置を取らざるを得ない状況が続きました。そして、4月に入り臨時休業期間の見通しも立てられない中、児童・生徒と先生、つまり家庭と学校を臨時休業中でもつなぎ、学びを保障する手だてとしてオンライン通信の活用を通してオンライン授業を構築することを目指しました。

町長部局の御理解をはじめ、小・中学校の先生方の前向きな姿勢と惜しみない努力によって同時双方型の上峰版オンライン授業システムが構築できたところです。構築途上では、保護者の皆様の御理解と御協力を得ながら、端末やWi-Fiルーターの貸出し、小5から中3まで全児童・生徒を対象としたシステム構築となったところです。あってもほしくはありませんが、今後、再度臨時休業措置を取らざるを得ない場合は、直ちに同時双方型オンライン授業が始められる安心感があります。また、不登校の児童・生徒とオンライン活用も今後実用化に向けて準備を進めていきたいと考えています。

5月14日の小・中学校の再開及び5月25日の国の緊急事態解除宣言により、端末等の無償

貸与は5月末で一旦終了しました。ただ、Wi-Fiルーター100台を借りればオンライン授業はいつでも開始できる状態にしておき、新型コロナウイルスの第2、第3の波に備えているところです。

また、国が進めておりますGIGAスクール構想を当町でも計画しております。1人1台端末整備、学校ネットワーク環境整備、Wi-Fiルーターの整備等を行い、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を整えたいと考えております。

以上で大川隆城議員の質問、終わらせていただきます。

○8番（大川隆城君）

この関係につきましては、去る5月16日、中学校でオンライン授業のお披露目会が実施されたときに私も見学をさせていただきました。それで、今言われたように、目的としては子供たちの授業の遅れをなくすことも含めて、何かあったときにはそれを利用してやるということで、ああ、いい取組をされている。しかも、県内ではまず一番最初というふうにもお聞きしたものですから、やはり先ほど来、同僚議員からも出ていましたように、やるならまず一番最初にやるということに意義があるということで、全くそのとおりで対応してもらっているなと思ったところであります。

そして、先ほどもちょっと触れましたように、6月の5日だったですね、全協の中でコロナ対策関係でGIGAスクールの1人1台端末の実現、家庭でもつながる通信環境の整備ということで説明がありました。そういうところで、これから先、さらに充実をさせたい。そして、今言う学業の遅れもなく、みんなが平等に授業に参加できて学べるということを進めたいということでありますので、ぜひお願いをしたいと思います。

で、いつだったかちょっと忘れましたが、文科省のある課長さんが、このGIGAスクール関係で、もっと全国的に進めてほしいというふうな要望といいますかね——が新聞の一面に載ったこともございましたですね。そういうこともあって、やはり今、日本がICT活用関係が他国と比べれば遅れているという指摘もございます。そういう意味合いから、少しでも追いつくという言い方がいいかどうか分からんけれども、やはり外国並みに進んで、今言う、そういうふうな遅れが出ないようにやっていくということで取り組んでもらっていると思いますので、なお御努力いただきたいと思います。ここで教育長からも一言答弁といいますか、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。取組の関係等々について。

○教育長（野口敏雄君）

皆様こんにちは。今、大川隆城議員からオンライン授業に関することでの御指名をいただきました。

臨時休業というものは、本来あってはほしくありませんし、できるだけしないにこしたことはない。やはり学校教育という場合は、特に義務教育の場合は子供の発達段階からしても対面による人間対人間のつながりの中で学び、育っていくということを原点にしたいというふう

に考えているわけですが、しかし、今回のコロナ禍においてですね、いかんともしがたい、学校に來れないという状況がつけられた中で、何とかしなくてはいけないということで、かねてから一つの懸案事項でもあったと思うんですが、オンライン授業の構築を目指したところであります。本当に町長をはじめ、部局の方々の御理解もあって予算の充用等もできましたし、また、教育委員会事務局のスタッフも含めて、学校の先生たちが私たちの期待以上に小、中で連携をされて、この学年の子供たちだったらこういう形がいいですよとかですね、それから、どうしてもツールといいますか、ソフトといいますか、使うメディアが限られてきますので、それをいかに利用しながら授業形態まで持っていくかということで工夫を1か月半ぐらいしていただいたところでした。

で、先ほど事務局長言いましたように、現時点では上峰版の同時双方向型のオンライン授業が構築できたと自負しております。あつてはならないことですが、もし使う場面があったら、すぐにでもできるということで今準備しているところですが。

ただ、これを始めるに当たって、どうしても通信環境が必要になってまいりますので、端末は今小・中学校にあるタブレットをお貸しすることでできたわけですが、通信環境については各家庭によって差があります。もちろん今通信環境がえられる御家庭においてもですね、その御負担といいますか、利用頻度に応じた負担をしてらっしゃるのか、無制限で契約してらっしゃるのか違いがありますし、また、無制限での契約をしてらっしゃる御家庭にしても、子供たちの学びのために準備されたというところはほとんどないわけですよ。ですから、アンケートとか調査を2回行いましたけど、私どもとしてはこういった事態になって、オンライン授業で御家庭の通信機能、環境を使わせていただきたい、あるいは既にある端末を子供たちの学習用に使わせていただくことへの御理解と御協力をお願いしながら進めてきたところでございます。

で、これも先ほど事務局長言いましたように、一旦5月末をもってですね、借りていたWi-Fi等については区切りをつけましたが、借りてきた相手の業者とは今度また必要が応じたときには、これぐらいの数はすぐお貸ししたいと。それで、すぐ上峰で始めたいからということでお約束しているところでございます。何よりも学校の先生方、そして御家庭の皆様方の御理解もあっての今回の取組だったというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

先ほど言いました5月16日のオンライン授業のときに、学校の先生からお聞きしたのが、一応そういう形としてはできたけれども、まだまだ検討しなくちゃならない箇所がいっぱいあるというふうなこともお聞きしました。なるほどそうかもしれません。今後につきましては、なおその辺の課題があるものは早期に解決いただいて、それこそ子供たちがいつ何どき

でも授業の遅れがないように取り組んで、さらにお願いをしたいということを申し上げて、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の3番、9月入学説が聞かれるが町としてどう考えるのか、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

大川隆城議員の質問事項3、教育行政推進の今後について、質問要旨3に関してお答えいたします。

9月入学に関して、今回の学校休業による学習の遅れや体験活動不足など、子供たちの不利益を解消する有効な手段の一つとしてメディアでの話題となっているところです。欧米各国と卒・入学がそろうので、教育のグローバル化が進展するというメリットと、一定期間の入学者の増加というデメリットがあるというようなことは私どもも承知しているところです。今のところ町教育委員会での議論などを行っていない状況であり、国や専門家等の議論の動向を注視していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○8番（大川隆城君）

今あまり議論をされてないというふうなことでありましたが、これからさらに出てくるかと思うわけですね。先ほど言いましたように、全国の知事さんの中から9月入学がという御意見をお持ちの方もいっぱいおられるし、先ほどちょっと言い方悪かったんですが、新聞の特集で、いろんな方々の御意見が連続で特集として載っておりました。そういう中にも、それぞれ御意見の中で、今コロナがこういうふうで発生した折を捉えてするのはいかなものかという意見、それと同時に、今度はコロナの過ぎた後、子供たちの将来について、今言う方向性を示すというのも今現在の自分たちの役目じゃないと言われる、この方は全国知事会の会長さんだったですけど、そういう意見もありました。もろもろありますけれども、私個人としてはですね、やはり今まで外国が9月、日本が4月というやはりずれがあるもんですから、例えば、留学をしたいと思ってもほとんど短期留学しかできないと。その反面、9月で合わせれば長期留学が十分行えるということ。そうすると、いつかですね、この席上でも御紹介したかと思えますけれども、それぞれの国の留学生の人数がその国の勢いを示すバロメーターにもなるというお話をさせていただいたことがあったと思います。そういうふうに私も何かの本で見たことがありましたもんですから、それらを考えますと、やはり人材育成の面から考えて、長期留学が可能となれば、今言う、大げさに言うと、世界に羽ばたく日本人が増えるんじゃないかということであれば、合わせた方がいいかなというふうな感じもしておりますけれども、それは今後の協議がどのように重ねられていくかで決まってくるか

と思いますが、とにかくこの問題については全国的な議論をしていただくという形でなくては、単に上意下達でいいものかという心配があります。やはり皆さんの意見を十分議論をされた結果でまとめていくという形が当然ベターだろうと思いますからね。そしたら、やはり文科省あたりから各市町の委員会にもどうですかというふうなこともひょっとしたらあるかもしれません。ですから、十分その辺も踏まえて議論をしていただければと思うところであります。

そこで、このことについて最後に教育長から一言お願いします。

○教育長（野口敏雄君）

大川隆城議員からの御指名でございました。

9月入学、始業の件についてでございます。桜咲く4月、学校が始まり、入学、就職、社会生活の大きな節目の時期でございます。我が国ではこれが当たり前ということでこれまで何十年も定着してまいりました。

しかし、欧米など国際社会の中には、議員も御指摘のように、秋入学が一般であってですね、海外への留学とか、あるいは海外からの留学生とか研究者を迎える際に半年間のタイムラグがあって、なかなか交流の壁になっているという指摘が昔からあってたんですね。内閣府が行っておりました世界青年の船に乗られた御経験がある大川隆城議員さんならではのグローバルな問題意識に基づいた御質問かと思うところでございますが、国の大事な教育のシステムでございますので、一町の教育委員会がどうのこうのというのはないわけですが、しかし、こういったほうがいいじゃないかというような考えは私個人も持ってはおります。そして、先ほど御指摘がありましたように、要請があれば、当然、町教育委員会でも議論して、上峰町としての、ましてや、上峰町は英語教育にしても国際交流にしても、義務教育の中では率先してやっているという自負もございますので、検討はしていきたいとは思っております。

ただ、現時点ではまだ議論が始まっていないという段階でございますけども、ただ、今回の新型コロナウイルスの影響で臨時休業期間が長期化していくという状況下でですね、先ほどの御質問でも出ましたが、学習の遅れとか、体験活動の不足とか、行事ができなかったこととか、いろんな問題が出ていますので、児童・生徒、学生が不利益を被っているという状況は否めません。そういったときに、それらを解消する有効な手だての一つとして話題が急浮上しているということだと思います。端的に言えば、今年度の子供たち、新入生というのは4月に入学一旦しているんですよね。しかし、4月、5月と学校が休業していたがために何も経験ができていない。これをもし、以前から議論があっていた9月入学、始業ということに切り替えるならば、その分が空白にならずに、9月から来年の8月までの間で1年間がまた始まるという、単純に考えればそういうところもありますので、できないものかという議論が始まったんだろうというふうに思います。

ただ、もしそうならいけばですね、アメリカであるとかフランス、イギリス、イタリアとかロシアとか、欧米各国と卒業・入学期がそろいますから、そういった先進国の学校と接続がしやすくなるという意味では、子供たちにとって、特に高校生とか大学生になってくれば交流が非常にスムーズになってくる。そして、就職までのつながりができてくるという意味では非常に期待感が持てるシステムかもしれません。

ただ、今回のコロナ禍の事態の中で、コロナ対策をしながらの議論、決定でいいのだろうかという不安もあります。やはり先ほど言いましたように、国の教育のシステムの根幹を成すものですから、やはり十分な一定の期間を持って全国的な議論を巻き起こして、検討して積み上げていくということが必要じゃないかなというふうには思っているところでございます。

報道でもいろんな案が出てきております。一斉実施案、例えば、9月入学にしていくのであれば、来年度の9月の入学生は17か月分、4、5、6、7、8、5か月分の子供たちを1年間にプラスして、17か月分の誕生日を迎える子供たちが入学するとか、それで一斉ですれば一斉に実施できると。しかし、そのための学校教育の施設であるとか、教員の数であるとか、到底足らなくなってきます。だから、段階論というのがあったり、あるいは0年生案とか、いろんな案も示されてるわけですが、先ほど言いましたように、このコロナ禍の対策下において一朝一夕にできるような問題ではないというふうに私は認識しております。ですから、一定期間各方面で議論とか検討を積み上げていただいて、国民的合意を形成していただきたいというのを切に願っているところでございます。

以上でございます。（「次、お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、フォアスの活用をどう考えているのか、質問要旨、多角的経営による農業所得の増加の手段として整備されたがその活用をどのように考えているのか、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

大川隆城議員御質問の質問事項4、フォアスの活用をどう考えているか、要旨1、多角的経営による農業所得の増加の手段として整備されていたがその活用をどのように考えているのかについて答弁させていただきます。

フォアスの整備につきましては、三養基西部土地改良区と一部を町で導入整備し、平成26年をもって上峰町の圃場整備地区において整備完了しております。

その活用につきましては、圃場整備と同時期に整備した暗渠排水の機能低下による排水不良を改善するために、圃場面の水位を一定に調整することができるフォアスを排水施設の再整備として導入しておりますので、この作物が必要とする地下水を維持できるシステムを活

用して、高品質安定生産の麦、大豆や高収入が望める露地野菜の作付をされており、また、これを推進しているところであります。

今後ともフォアスを整備した圃場において、国の産地交付金を活用するなどにより、露地野菜の取組を推進し、農業の収益力の向上につなげるところであり、地域の特色ある魅力的な産品の産地にもつながるよう、ＪＡ、農業改良普及センターなどと連携、協議しながら進めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○８番（大川隆城君）

今、今後農協等と協力して進めていきたいということで答弁が終わりましたけれども、今現在、本当にそういう形でされていますかね。米、麦は当然、それに大豆は当然、これは裏作の関係とかもありますもんですからされていることは分かっていますが、そのほかのですね、俗に言う葉物野菜とか、そういうやつ、露地野菜についてお話もされたんですが、例えば、この地域は何々が適しているからこの栽培を、この地域は何が適しているからこれをというふうなことでというのが、どうも私が気づかないのか、見えないという感じがしてならんもんですからね。だから、どういうふうに、計画的にでもそういうふうな生産体系をつくるとか、いろんなやつをされているかどうかが見えないもんですから、どういうふうに考えられとるかということを質問してるんですよ。で、もしされて、そうやったとしたら、大体どの辺にどうですということを具体的に上げてみてください。お願いします。

○産業課長（日高泰明君）

大川隆城議員御質問の、上峰町に地域性を持たせたところで作付の推進をしておるかというふうなことで答弁させていただきます。

上峰町の圃場についてフォアスを導入しておりまして、北部の圃場について、また、南の圃場についてというふうなところの区分けを行って、こういったどこの地域にどのような作付が適するという作付の推進活動というふうな、この地域はこの作物というところの定義はございませんで、上峰町全体にフォアスを整備した圃場におきまして、露地野菜ですとか、そういうふうなところを作られた野菜の品目について、国の産地交付金を活用しまして、その作物の生育にインセンティブを設けて生産に取り組んでいるというふうなところでございます。

地域的なところと申しますと、南のほうでいきますとアスパラガスが盛ん、また、井柳のほうでいきますとイチゴをされている方が多いかなというふうなところもございしますが、その地域がその作物が適するというふうなところの定義ではございません。また、昨今の水害の被害によりまして、水がかからないところということはもちろんございますけれど、そういった地域性を持たせて作物の作付を推進しているところではございません。上峰町全体におきましてフォアスを活用した露地野菜につきまして野菜の作付を推進しているところ、

また、そういった野菜の作付も加工用野菜の出荷に伴いまして、その作物につきましては加算措置を行うといった、その作付についての推進活動というふうなところをしておりますが、この地域、この地域で、この品目を指定しての推進ということではございませんところを答弁させていただきます。

以上でございます。

○8番（大川隆城君）

今の課長の答弁聞きよりますとね、アスパラを出されました、イチゴを出されました、以前からされてますよ。それに加えてですね、もっと多様に利用できるためにということでフォアスをやり、そして、農家所得が増えるようにということでされたわけですね。今の課長答弁聞けば、面々が自由気ままに自分が作りたいものを作って収入を得たらみたいな話ですけども、それもありかもしれません。ありかもしれないけれども、せっかく国の補助をもらってということではありますが、多額の金を入れて整備したわけですから、もっと効率よくですね、そこから生産ができるように進めていくことがやっぱり産業課としての指導する役目じゃないでしょうかね。

ですから、前々から言いよったように、農協とも連携、当然取ってあるかと思いますが、その辺がある程度は団地形成とか、そういうことも考えて取り組むことがより能率が効率的にできるんじゃないかというのが、これまでのいろんな農業政策関係、施策関係でも出てきておりますよね。そういうことを基本として、もっとそういうことを積極的にやってもらいたいと思います。あなたは理論的とか、あれはきちんと言われるが、実際の現場での実践というのがなかなか言われるようには見えてこないんですよ。ですから、本当申し訳ないが、それだけお話をされるならですね、それを必ず実行、実践に結びつけてもっと効果があるように、効率が上がるように取り組んでもらいたいということを強く要望して、この項は終わります。

○議長（中山五雄君）

次に進みます。

3番原直弘君。

○3番（原 直弘君）

皆さんこんにちは。3番原直弘でございます。ただいま議長より登壇の許可をいただきましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

質問事項は、大きく分けて4点でございます。

まず、1点目は、防災対策についてということで、質問要旨1として、レイクタウン北部の土砂崩れ箇所の仮復旧後の経過及び今後の対応について質問を上げております。

この崩壊箇所については、平成30年7月の西日本豪雨により土砂崩れが起きたわけですが、その後、町が土のう袋により応急的に工事がされているものの、再び大きな土砂崩れが起き

でもおかしくない状況でございます。本工事の計画を進める中で、土砂崩れの北側に隣接する私有地が関わっているようですので、その件を含めた現在までの経過と本格的な工事の着工に至るまでの進め方についてお尋ねしたいと思います。

要旨 2 として、河川及び用排水路の排水機能の向上について質問を上げております。

ここ数年、想定を超える豪雨により毎年河川や排水路が氾濫し、道路や田畑、宅地にも浸水が及び被害が出ている状況でございます。

上峰町からの流出水はそのほとんどが上峰町内の 4 河川を経由してみやき町内の河川を通り筑後川に合流して流れていきます。しかし、合流するまでの河川や農業用の用排水路、それに加えて、それに、用排水路に泥土などが堆積し、流下能力や排水機能の低下を招いており、これを要因とした急激な水位上昇が内水氾濫の一因となっていることが考えられます。

よって、この内水氾濫や浸水被害を軽減するために、河川及び用排水路の流水や排水の正常な機能の回復、向上が必要と考えますので、その点についてのお考えをお伺いいたします。

2 点目は、教育・子育て施策についてということで、スタディクーポン事業の対象者の拡充について質問を上げております。

上峰中学校以外に就学する生徒がこの事業の対象となっていないことから、議会でこれまで幾度となくお尋ねしてまいりました。昨年の 12 月の定例議会においては、教育長から町内に住む全ての子供たち、その保護者の方に有意義になるような施策を追求していきたいという前向きな考えを示していただき、そして、本年度の当初予算においては予算措置がなされ、今年 3 月の議会で、その趣旨の下予算の可決をいたしております。

また、上峰中学校以外に就学する生徒の保護者からは、この事業と同様な助成についての要望書が出されている状況もあることから、本年度の予算の執行についてどのように進めていかれるのか、お伺いしたいと思います。

3 点目は、新型コロナウイルス感染症に伴う支援について、要旨 1 として、給付金等の申請状況及び給付状況についてお尋ねしております。

要旨 2 として、支援策の拡充についてお尋ねしたいと思います。

これまで町独自の支援策を打ち出されておられますが、継続した支援をしていくということで説明を受けておりますので、今後の支援策についてお伺いしたいと思います。

4 点目は、中心市街地活性化事業について質問を上げております。

この事業については、昨年の 1 月に本事業の整備、運営をする事業者の募集をされたわけですが、競争的対話の長期化により、当初に予定されていたスケジュールが延び、また、体育館などの公共施設の追加などにより実施方針の見直しや事業方式も追加され、新たな実施方針を本年の 4 月 1 日に公表されております。

公表から二月がたっておりますので、この期間の進捗状況と今後の事業進行の見込みにつ

いてお尋ねしたいと思っております。

以上4点でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、防災対策について、質問要旨の1番、レイクタウン北部の土砂崩れ箇所の仮復旧後の経過及び今後の対応について、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（森園敦志君）

原議員の質問事項1、防災対策について、質問要旨1、レイクタウン北部の土砂崩れ箇所の仮復旧後の経過及び今後の対応についてという御質問に対しお答えいたします。

御質問の屋形原東分地区グリーンレイクタウン北部の土砂崩れ箇所の仮復旧が完了しましたのは平成31年1月ですので、完了後1年4か月余りが経過をしております。

現在の状況としましては、若干の土のう袋のほつれや雑草の茂りもございますが、目立つような崩れもなく、土のう自体は固く締まった状態にあり、現時点ではある程度安定しているものとは思っております。しかし、あくまでも現状は仮復旧であり、恒久的なものではないということは認識をしておりますので、来年度の社会資本整備総合交付金を活用し、本復旧を実施してまいりたいと考えております。現在は、新規事業箇所として概算要望を行っているところでございます。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

それではまず、先ほど申したように、土砂崩れの北側に隣接する私有地が関わっているということで、それが下がった段階で本格的な工事ということで以前お伺いしていたんですけど、そういう北側の地権者との話し合いの経緯とかをお伺いしたいと思います。

○建設課長（森園敦志君）

先ほどの原議員の御質問ですけれども、北側の私有地の所有者とのお話し合いの過程をお尋ねになったかと思えます。

申し訳ございませんけれども、詳細にはちょっと把握はしておりませんが、今回要望をしております社会資本総合整備交付金を用いてのスケジュールとしましては、年明けて1月、2月ぐらいに本要望をしまして、年度内に内定の通知をいただくような形になりますもので、そういった期間を利用してといいますか、その本要望に向けまして今後話し合いを詰めていければということで思っております。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

ということは、ちょっと今まで隣接地権者との話がなっていないということでちょっと理解したんですけど、先ほど課長の答弁で、今現在、現場というか、崩壊場所は仮復旧して安定していると言われましたけど、土のうの部分はですね、トン袋ていうて大きな袋で押さえて

ありますが、上のほうは相当浸食していると、降雨によりですね。下は安定してるけど上からの崩壊は当然あるということで私は現場を何回も見ましたが、そういう認識があるのかなのかということでお尋ねしたいと思います。

○建設課長（森園敦志君）

原議員の質問、土のう袋のその上にある山積みといいますか、山、木等が茂って、それが形成を少し乱したような形で、いつ崩れてもおかしくないような状態であるという御指摘を受けました。

私も見たところそういったふうには見えるところもございますけれども、ちょっと現状としましては、できる限りの対応をしながら、できるだけ短いスパンで現場を見詰めながら何かしらの変化があるのであれば、即対応をするような形を取っていただければと思っております。

以上、答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

当然、災害的には、あってからの対応は当然必要と思うんですけど、やっぱりここについては相当上からの崩壊で、現場、石が崩落してるのを現場見ましたが、あの分が上のほうからまた崩壊して落ちるとなると、前は道路で止まっていたと、道路というか、宅地ぎりぎりまでで止まっていたと思うんですけど、岩がそのまま宅地内に入り込むというおそれも十分あるんですね。

それで、今まで、これはちょっと、前の、30年12月の定例議会で、北側の私有地の所有者がブロック積み、擁壁というか、土地を下げるというので、下がった段階で町のほうが永久構造物をしていくと。その流れでいくと、当然、地権者とはですね、もう崩壊が1回、もう当然梅雨時に雨降ってますんで、去年もですよ、崩れなかったにしろ崩壊はもう当然以前よりもしていると思うんですよ。それで、たまたま去年が崩れなかっただけなのであって、今年いつ崩れるかもしれないのに、そういう人災のおそれがある箇所を今までどうしてなのか、全然交渉とか現場とかですよ、当然、普通の工事箇所よりもですよ、道路とか、そういう箇所よりもいち早くすべきところを今までしてなかった状況が信じられないというか、それで、やっぱり先ほど聞いた所有者のほうとアクションがあって、話し合いがあって、いつどこ下げるとかできないから、例えば仮に町が施工しながらして、その分の経費を後から請求するとか、そういう話になってもおかしくない場所じゃないかと思うんですけど、その辺についてお伺いいたします。

○建設課長（森園敦志君）

原議員御質問の人災のおそれもあるということで対応はということでございます。

確かにそういったおそれがあると私も認識はしるところでございます。できる限りのことはやってまいりたいということで考えております。

以上、原議員の答弁を終わります。

○町長（武廣勇平君）

もう御指摘の箇所は非常に危険地域であり、かねてから水防パトロールでも現地確認をする場所でありましたが、どうして今お尋ねは、この早急な対応ができずにいたのかということでございます。

明確に答えたいと思いますが、これはまず民地だったということですね。民地で危険箇所というのは町内にも数多くございますが、町で対応できるということは限定をされるわけです。例えば、災害対策法にのっとりするような大規模な家屋の全壊や、あるいは半壊等が何件以上という細かなものがあつたんですけれども、ましてや、それは予防措置として対応ができるというものではないという中で、今回協議をこの間ずっと組合の方々と協議を調べて町道に認定をした経緯がございます。それを受けて、現在、町道横のですね、これは境界が高いところにありますから、町道脇ののりについての危険箇所というふうに位置づけて現在対応をできる環境を整えてきたということでございますので、遅れている理由は何かと言われれば、そうした手続に時間がかかってきたということで御理解いただきたいと思います。

先ほど建設課長のほうからちょっと答弁がございましたので、補足しますと、実際雨季前に地権者ともお会いをしております。それで、緊急の対応についてですね、これから、実は、ここで申し上げてよいのか分かりませんが、別途所有者の方の土地を活用していくような動きもございましたので、その点を確認する趣旨で、もう一度隣接地の地権者さんと会っていただくように建設課には申し述べておりますし、また、町道に認定をした後でありますから、事業については早急にできる環境にあるものの、その隣接地の地権者との話し合いを終えた後に対処をしていくということで、建設課も含めて合意をしているところでございますので、その点を引き続き課題として掲げて取り組んでいきたいと思っております。

○3番（原 直弘君）

地権者とは会っておられたということで認識しました。先ほどの課長の答弁では、経過からして会っていないのかなということで、私その質問をですね、どうしてそういう危険箇所について、民有地であっても、その原因だから町が当然間に立って打合せながら、ここはですね、もし崩れて、その前の経緯からするとですよ、人災になって損害賠償とかが、その民有地の方当然起こってくるわけですね。もしそういうこともなりかねないから町でできることはできるだけそういう事前に話し合いの下に土地を下げて、すぐ町のほうで工事できるような形に早急にしていくべきではないかということで質問いたしましたけど、先ほど町長の答弁で、地権者とも会って、また、今後会う予定があつて、その工事に向かって進めていくという話が出ましたので、この件についてはこれで質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、河川及び用排水路等の排水機能の向上について、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（森園敦志君）

原議員の質問事項1、防災対策について、質問要旨2、河川及び用排水路等の排水機能の向上についてという御質問に対しお答えいたします。

私のほうからは、河川の排水機能の向上について答弁させていただきます。

他の議員からも同様の質問がございますので、同様の答弁も含まれますが、御了承のほどお願いいたします。

河川の排水機能の向上につきましては、まず、その河川の断面積の確保が肝要かと考えます。そのため佐賀県東部土木事務所に対し佐賀県が管理する河川のしゅんせつの要望活動を5月20日に計画しておりましたが、コロナ禍の影響による先方の業務方針もあり延長せざるを得なくなりました。新型コロナウイルスの感染状況もございますが、状況を見ながら引き続き予防活動を計画してまいりたいと思います。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○産業課長（日高泰明君）

質問事項1、防災対策について、要旨2、河川及び用排水路の排水機能向上について。

私のほうからは農業用排水路について答弁させていただきます。

農業用排水路につきましては、排水機能の向上のためのしゅんせつとしまして、前年まで施工しておりました県営クリーク防災・減災事業によります水路木柵工事の折に、工事路線のクリーク水路のしゅんせつを実施しております。

上流による河川からの流入がありますし、クリークは水をためて営農に利用するものでありますので、堆積を止めることはできませんが、土砂等の堆積により耕作に支障を来すなど排水機能の回復については県土地改良区と協議しながら対策、検討したいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

県への要望については今後また進めていくという形の回答だったと思いますけど、今回、先ほど申したように、うちを通る河川、うちを流れる河川はみやき町の河川、みやき町内を通って筑後川に流れるわけですね。それで、一つが上峰町だけで陳情するのもいいんですけど、当然、河川のしゅんせつとか、改良とか、整備とかは下流域から始められると思うんで、今後みやき町と連携して、1町よりも2町でそういう陳情をしたほうが、より県のほうも要望に添えるような形で考えられるんじゃないかと思うんですけど、そういった方向での考えをお尋ねしたいと思います。

○建設課長（森園敦志君）

先ほど原議員の御質問は、要望活動において、みやき町との連携はどうかということでの質問だったかと思います。

おっしゃるとおり、上峰町内を流れる河川はみやき町のほうを通るような形で、最終的には筑後川に流れ込むというような流れもございますので、上司とも相談をしながら、みやき町さんの御意向も踏まえながら、そういった形が取ればそういった形を取っていきたいというふうにも思います。

以上、原議員の答弁を終わります。

○副町長（森 悟君）

今、建設課長のほうからも申しております内容でございます。

原議員の御質問、県営河川でございますので、まさにそのとおりでございます。しかしながら、私が先ほど、午前中でございましたけれども、大川隆城議員の質問の中でもお答えいたしましたように、県営河川におきます個々の河川での問題点、これは各町において違います。

したがいまして、今回の4河川については、まさにつぶさにその原因が何か、河積を狭めている箇所、そういったことを私どもはしっかり県の管轄の土木事務所のほうに伝えていく必要がございます。

先ほど5月20日と申しておりましたのは、議会の皆様方と、私ども行政と一体となって県のほうに要望に行くという姿勢を示してございます。

ただ、コロナ禍の影響で遅れておりますけれども、これはぜひ実現させたい。そして、上峰町の特質、それを強調して御理解いただくようにする必要がございます。

したがいまして、まずは上峰町の問題点を明示しながら積極的に働きかけて、そして、私どもの地域に少しでも県の事業を率先してしていただく、これが大事かと考えております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

今の答弁に対してですけど、それでは、その排水機能の向上、排水不良になっている問題点というのはどういった形でこう伝えようとしている、どういった内容ということで教えていただいてよろしいですか。

○町長（武廣勇平君）

その点については、森さんから補足をしていただきますが、後もってですね。

まず、この江見の排水機場の総会があります。この場で県もおりますし、各市町連携して意見を言う場がありますので、そこで申し上げる機会としてあるということが私の認識です。

基本的には、やはり一緒に要望するにしても、しゅんせつはやはり下流域からたまっていくものですから、みやき町さんのほうが状況としては大変厳しい、私はそういう認識を持っております。よって、私の考え方ではそういった排水機場の総会の折に要望ができる環境を

使いながら、かつ個別の自治体として足を運ぶのであれば、そうした町の特筆すべき状況について、個別具体的に県当局に働きかけることがより合理的で効率がよいのではないかというふうに思っておるところです。

副町長から後ほど答弁させます。

○副町長（森 悟君）

先ほどの御質問の件でございます。

総体的には、今、町長のほうから申し上げましたとおりでございます。具体的に申しますと、河積を狭めていることはこの全流域の河川において状況が違います。いろんな構造物があったり工作物があったり、そして、流れが直線だけでなく、曲線部もございます。そういった水の動きというのは地域によって、場所によって異なりますので、そういったことは箇所ごとにしっかり伝えていく、そういうことが肝要ではないかと考えております。

そして、その中には、河川敷内に通常は平たく水が流れるために障害物がない、これが基本でございますけれども、流竹木がある、このようなところもございますので、ましてや、佐賀地域におきましては、アシ、ヨシ、こういったものが生える環境がございますので、そういったものの撤去、除去、こういったものも必要でございますので、そういったものが河川の河積を守る、そして、きっちり流れる河川としての役目を十分に果たすことが必要かなと思いますので、そこは箇所ごとに伝えていく必要があらうということで先ほど御説明申し上げた次第でございます。

○3番（原 直弘君）

先ほど町長のほうからみやき町のほうが下流域だから厳しいというお言葉の回答を得ましたけど、私は全路線についてみやき町の下流の筑後川の合流まで行ったんですけど、やっぱり下流に行くに従って広いわけですね、当然。という、みやき町でも曲がりありますけど、上峰町でも堆積して、先ほど副町長が言われたとおり、ヨシ、アシが堆積の泥の上に生えていると、植生していると。それにプラスですね、木が結構大きいのが何本かあったんですね。それちょっと上峰町内かみやき町内かちょっと覚えてないんですけど、そういったのをほったらかしにされているということは相当の年月がたっているわけですね、上峰町にしるみやき町にしる。今までそういった声がもしみやき町からなかったらですよ、上峰町のようにそんなに被害があってないのかなというのがちょっと想像できるんですけど、その辺踏まえて現地踏査をですね、みやき町までしていただいて、その中で上峰町とみやき町の違いと一緒に、そういう陳情をするべきなのかということと、先ほど町長が申されたように、排水機場の会合があるということでお伺いしましたので、その意見を当然その場で、本当に今まで言ってらっしゃったのかどうかもちょっと確認したいと思いますので、その辺をお伺いしたいと思います。

○町長（武廣勇平君）

毎年ですね、排水機場の総会がございまして、毎回申し上げておりますし、特に事務局には個別にも申し上げております。

排水機場は各地域に管理をお願いしているところがあるので、その排水機場の手前の水門の例えば一気に開け閉めするような連携ができないかというようなことも申し上げてきたところでございます。

ちょっと先ほどのお尋ねが、少し私が理解をしていない部分があったら申し訳ございませんけれども、私が申し上げたのは、そういった政治活動ですね、要望活動、期成会等の要望活動、こうした個別の町単位での要望活動については、やはりなるべく優先度を上げてもらうための活動だと思っております。

限りある予算の中で、県も優先度を高いところから実施するわけでありますが、しゅんせつの被害が厳しいところから順番に予算の箇所づけをされるものを待っていては個別の当町の事案が進まないということで、要望する上では、しゅんせつの順番として緊急性があり、状況が厳しいところと一緒にやるというよりも、我々として足を運んだほうが優先度が上がるのではないかという意味で合理的で効率的な行動を取りたいということを申し上げたところでした。

どうしてもみやき町と連携してやるべきだということであれば、また、御指導に沿ってやることも考えますが、私自身は今回の要望を振興常任委員長からいただきましたので、議員の皆様方に、議長さんと協議をさせていただきながら、どういう形で行くかを考えていたところです。コロナの対応でしばらく時間が延びてしまっていることをおわび申し上げながらですね、町としての考え方を申し述べさせていただきました。

○3番（原 直弘君）

私が先ほどみやき町との連携が必要じゃないかということを言ったのは、河川的には上峰町、みやき町、当然町が別ですから、考え方も違うと思うんですよ。でも、県からすると一本の河川という考えでしか、それを前提に整備するか整備しないかの話だと思うんで、そういう流れだと、当然みやき町との連携が必要じゃないかと。上峰町が幾ら上流部、下流部だったら、それは当然単独でもいいと思ったんですけど、上流部から陳情をどんどんしても、実際にいくのは下流域ですから、やっぱり下流域の町とそういう話合いの下に、話合いというか、そういう必要性を論議して陳情するのもいいのかなと、要望するのも。当然、町として要望されるのは本当大切だと思うんですけど、それと併せてそういう会議での発言とか、みやき町さんとのそういう話合いとかしていただくような形でお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（武廣勇平君）

こういうふうに私が申し上げているのは一つ理由がありまして、よく切通川の河川改修でなかなか上流部に工事が進まないということから、しゅんせつをお願いをするわけです、切

通川の。そうすると、県の考え方としては、しゅんせつする場合は断面積がどう動いたかなんだと、もともと底地が一定のものなのが水量によってこういうふうの高い部分と低い部分ができますと。だから、基本的に断面積が変わってなければしゅんせつする必要がないんだという議論をいつも展開されます。それは、その議論で行くと、結局、下の底地の土の量というのは変わらないという考え方なんですけど、実際に上流から流れてくる土があるわけですね。それは下流にたまるので下流が優先だというふうな議論になってしまうわけですから、そういうことであれば下流域の自治体とわざわざ連携してこの河川一帯のしゅんせつを要望すれば、箇所づけとしては当然遅れるだろうというふうな理解をしているものですから、先ほど申し上げたとおりです。

みやき町さんとしても、実際この河川のしゅんせつの要望をきっとされていると思いますけれども、状況をそれとなくですね、排水機場の総会等でお聞きしながら探ってみたいと思います。

○3番（原 直弘君）

それはちょっとよろしく願いいたしたいと思います。

もう一つが、河川と河川を挟んで田んぼとかあるわけですね。それに流れる水の流れを止めるために水門とか、開いたり閉じたりするわけなんですけど、そういったのも排水機能の向上、そういった上げ下げの作動というか、そういう開閉の、それを活用して排水をより速やかにできるのは考えられるかどうか、お尋ねしたいと思います。それについては産業課長のほうですかね、よろしくお願いします。

○産業課長（日高泰明君）

原議員御質問の農業用排水路の水門管理についてでございますが、河川やクリークにつながる農業用水路の水門管理につきましては、営農に係るところでございます、土地改良区と地区のほうでされております。大雨による洪水災害時におきましてどのような水門管理が可能であるかにつきましては、そういったところで営農に支障を来さないところでお話をしていくことがあるかと考えるところでございますが、今後、御意見を伺いながらこの点についてはお話を向こうにしてみたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

それでは、水門の開閉管理については、それで排水機能の向上ができるのであれば強く話し合いとかしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それとあと、先ほど河川のしゅんせつをお伺いしたんですけど、今からの農業用排水路のクリークのしゅんせつ等についてはどういった計画でいうか、どういうふうな考えで持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○産業課長（日高泰明君）

原議員御質問の現況のクリークのしゅんせつについてでございますが、第1回目の答弁でもお答えさせていただきましたとおり、しゅんせつ等につきましては、多大なお金がかかりますところでございますので、クリーク防災の木柵工事の折に、当該路線につきましては、バックホーとかの機械が寄りついたときにはですね、もちろん一緒にしゅんせつを行っているところでございます。工事路線外につきましては、もちろん、しゅんせつのところの地区からの要望、また、こちらが地区を回ってしゅんせつ状況等を把握しているところでございますが、まず基本的なところで営農に支障を来していないかなというふうなことが判断基準となっておるところでございます。こういった洪水時の大災というふうなことでの御質問とは思いますが、何分、しゅんせつにつきましてはかなりなお金がかかりますし、また、地区への負担をどうするかについてもまた協議が必要ではないかというふうなところでもって考えますので、工事の折には、当該路線の折には、しゅんせつ等できれいにしているところではございますが、そういったたまっているところにつきましては、今後、最低ラインは営農に支障を来さないというところを見ながらですね、また、地区とも負担割合について今後も話をしながら計画をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

そういうことで、結構多大な大きなお金がかかるということで、それでは、そしたらなおさら河川のしゅんせつ等をとにかく県のほうに強く要望していただくような形でお願いしたいと思います。

これでこの質問を終わります。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の2番、教育・子育て施策について、質問要旨の1番、スタディクーポン事業の対象者の拡充について、執行部の答弁を求めます。

○教育委員会事務局長（中島 洋君）

原議員の質問事項2、教育・子育て施策について、質問要旨1に関してお答えいたします。

上峰中学校放課後補充学習事業で使用するスタディクーポンの配布対象者の拡充、町外に就学する生徒への拡充についてのお尋ねのことと存じます。

令和元年12月の議会でも御案内いたしましたとおり、スタディクーポンは個人への補助事業ではなく、上峰町立上峰中学校の魅力を高め教育の充実を図ることを目的とした教育施策のツールでございます。上峰中学校以外に就学する生徒を事業の対象から除外しているということではなく、上峰町教育委員会として上峰町立上峰中学校の魅力を高め教育の充実を図ることを目的とした教育施策を実施しているものでございます。

議員の御質問である上峰町在住の生徒全員を対象にした事業の場合、教育施策でなく子育て

て支援策になると考えております。

5月19日付けで教育並びに子育て支援施策に関する要望書が町外に就学する生徒にも同様な施策という内容で当教育委員会に提出されております。この要望書は、対象者全員によるものではなく、事務局としましては、確かに御要望があると認識しつつも、これをもって法令に沿って行っている行政サービスのルールを見直すに至るべきかどうか正直悩んでおり、どう行政事務を進めることができるかと考えているところです。

以上で答弁を終わります。

○町長（武廣勇平君）

子育て支援策のその整理として、私のほうから答弁させていただきます。

以前申し上げていましたように、学校、教育委員会のほうで、一部、中高一貫の公立学校、これが問題になっているという認識を私自身持っておりまして、学力検査や適性検査、これを実質的な学力をはかるような取組になっているのに、これは適性検査だという理解で進められて、この文科省のほうも平等に取扱を現状で言っているということをお聞きしております。

やはり、もう我々としまして、上峰小・中学校の魅力を高めるということは教育委員会としての使命だと思いますので、それを尊重した上で、かつ原議員がおっしゃる保護者の目線でですね、やはり不平等になるのではないかとということも尊重をした上で考えていく必要があるということでこの間考えてまいりました。

よって、0か100かでなく、0にも100にも等距離の50という考え方が一つあるのかなと思っているところでございます。

このスタディクーポン事業に関わらず、学校の魅力を高めるような施策は多くあるわけですが、町外のそうした学校に通おうとする生徒さん、そして保護者さんのお気持ちを考えた上で、かつそうした学校に進学することを助長するような取組にしてはいけないという視点で、具体的には私、学校、教育委員会と連携して、御要望はいただいておりますけれども、直接やはり行政として、対象の町民の皆様方の御意見を頂戴した上で、お聞きする場を一回つくらせていただいた上で最終的に決定していきたいというふうに考えてございます。

○3番（原 直弘君）

今の町長の答弁、何か施策によっては上峰町以外に行かれる生徒さんを助長するというこ
とで言われたように思いますけど、そういった考えはちょっと間違いじゃないですか、その助長というか。

自分たち将来を見据えてですね、いつも言うように、見据えて上峰中学校を選んだり違う中学校を選んだりということであって、それをこれがあるから助長、こういう施策があるから助長という考えはですね、特に大人はちょっと分からないですけど、純粋な子供たちにはないと思うんですけどね。ちょっと今の助長という言葉に引っかかりましたので、これ

ちょっと質問させていただきます。

○町長（武廣勇平君）

私が申し上げたのは施策が町外の公立中高一貫校に進学するのを助長してはいけないという趣旨でございます。要するに上峰小学校、中学校に入校していただきたいということを積極的に取り組んでいく必要がある。それは恐らく習熟度が高くて、その環境がよくて、教育環境がよいからということで進学されているのであれば、上峰小・中学校の環境をよくする施策、具体的な施策が必要なんです。実際それをやっても、町外の学校に進学することと同じ環境にしてしまえば具体的な施策の効果がなくなるし、それはその施策として結果的に町外の学校に進学することを助長していることになるという意味で言葉を使いました。

助長とは、傾向などが著しくなるように力を及ぼすことというように今辞典を引いておりますけれども、この施策がそういったことを野放しにしているのは上峰中学校の具体的な魅力化で、具体的に何なんだと問われたときに、何もないんだということになってしまうんじゃないかという意味で言葉を使ったところでございます。

○3番（原 直弘君）

分かりました。そしたら、町長、教育長を筆頭として、教育施策じゃなく、子育て施策としてぜひ進めていただきたいと思いますと同時に、一つ先ほど課長のほうから要望が全員ではなかった旨がちょっと発言されたと思うんですけど、ちなみに、何人かお会いしたんですよ、上峰中学校以外に就学する生徒さんの保護者さんに。お会いした中で、10人ぐらいおられたんですけど、1人だったですよ、このスタディクーポン事業のこういった施策が上峰町にあるというのは。ということですよ、要望しようも何もないですよ、実際。だから、私が毎回言っているのは、全体的にポータルサイト上上峰町のそういうのに載せているからということでいつも話伺いますよね。そして、私は全然知らない方もいるんで、紙ベースでもお願いしますって言っても、多々ですね、そこに載せているから大丈夫というか、それで完結という回答をいつも、教育課長だけじゃなくてですね、ほかの方にもそういう認識があるように思うんですよ。

だから、今の課長のですよ、全員じゃなかったというのは全然、何かな、例えばですよ、対象者が要望者、対象者がですよ、全部が、100人対象者で100人要望しなければですよ、その施策に反映させないで、そういうのはないんじゃないかなと思いますよ。やっぱり1人の意見でもあったら、それを真摯に考えて、どうやっていくのかなというのを考えるのがもちろん町のあるべき姿だと思うんですけど、いかがでしょうか。

○教育長（野口敏雄君）

原議員の御質問、事務局長でございましたが、同じ教育委員会で、私責任持っておりますので、まずもって手を挙げました。

先ほど答弁しました内容で、対象の方全員じゃなかったということのをちょっと筋合いが違

うんじゃないかと私は理解しとります。もちろん、全員の対象の方々が例えば署名とかですね、要望書ということで上げてきたら、じゃ、それで施策は通るのかと、そうでもないと思うんですね。

ただ、先ほど事務局長が答弁したのは、対象の方々、そして、その向こうにいらっしゃる町民の皆様方の総意としてはどれぐらいのものがあるのか、ごく一部の方のものであるから、それでないがしろにするとか取り上げないとかいうことでもないと思うんです。

仮に1人の御指摘であっても、十分我々はまた施策を見直したり考えていくこともあると思います。しかし、町民皆さんの総意としてどうなんだろうかという疑問があるので、我々が今までやってきた上峰町立学校の充実のための施策を見直すにはまだ至ってないというところでの答弁だったというふうに私は思っております。

もちろん、先ほど冒頭で原議員がおっしゃったように、私の12月議会での言葉もですね、ちょっと誤解なきようあえて申し上げますと、町内に住む全ての子供たち、あるいは保護者の皆様の御納得のいくような、満足してもらえるような、そういった教育施策を考えていくというのは私の使命だと思っております。

しかし、現実の学校教育のシステムからいくと、小学校卒業した段階でどういった学校に進学していくのかという、先ほど町長中高一貫校のこととか言われましたけれども、そういったものを含めてですね、たくさんの選択肢が今出来上がってきているんですね。一般論としては、それは現実ですし、認めなくちゃいけないと思うんですけれども、だからこそ、私たちは上峰町のお金を使って、上峰町立の学校に対してもっともっと魅力的に、もっともっと教育効果を上げるような、ほかに選択肢はあるけれども、やっぱり地元の上峰の学校に行こうという子供たちや保護者を多くしていきたいということを考えながら日々施策を考えたり、実態把握に努めたりしているところでございますので、そういった大きなところも見ていただきながら、御理解をいただきたいというふうに思っています。

もちろん子育て施策ということになれば、どこの学校に進学しようが、大本のところはあるのかもしれませんが、やはり我々遠くに行かなくても、どうしても物理的に上峰にはできないような教育をやっているというのであれば、それは致し方ないわけですが、特に義務教育の場合においては、どこにも負けない教育力というのは狙っていけるわけですので、今後ともそういったところに力を注いでいきたいというふうに思っているところでございます。

ただ、先ほど御指摘のあった施策等を知らない、御存じない保護者の方がいらっしゃると、町民の方がいらっしゃるということは、私たちにとっては反省材料だと思っておりますので、こういったことを取組をやっているということを御案内するときも、ただ、ホームページにアップしたとかいうだけじゃなくて、丁寧な、そして誠実な周知の方法というのは今後も考えていかななくちゃいけないというふうに思っているところでございます。

○3番（原 直弘君）

本年度の予算で、今回、町長がそのとき言われたスタディクーポン事業の対象者とするこのについてちょっと私が質問したときに、予算執行のプロセスとして、まずは保護者から要望書をいただくことが必要条件と言われてたんですけど、今回それを踏まえた上で予算特別委員会、議員の皆様含めて、それを聞いた上でスタディクーポン事業の対象者とするのを、上峰中学校以外に就学する生徒をスタディクーポン事業の対象者とする予算を議会は承認しているんですけど、それは、それを執行するしないというのを、それだけじゃなくて、そのプロセスとしてですよ、その要望書だけでなく、単純にあやふやなまま予算を上げられているのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○町長（武廣勇平君）

教育課長は前文化課長でございますので、予算については事項要求という表現を使わせていただきました。その施策について対象にするかしないかということも含めてスタディクーポン議論がありますが、枠で事項要求をさせていただいて、そこで町民の皆様方から我々が意見を聞いた上で組み込むか、あるいはどういう割合で組み込んで執行していくかということを決めさせていただくということで予算委員会で議論をしたつもりでございます。

申し上げたいのは、直接今、議員を通じて御要望書という形でもらっておりますが、やはりいっても行政、町民の皆様方の意見をしっかりまず聞くプロセスを経ないとやっぱり駄目じゃないかと、そこに熱のない会話があつてですね、本当にお気持ちを直に聞かないで施策を構築するわけにはいかないということで、一度立ち会わせていただいて、協議をする中で考えていきたいというふうに思っています。

決して対象者全員が要望書に名をそろえてないからどうかということではございませんで、それは私どもも実際この施策自体の存在が知られてないという状況だというお知らせをいただいた以上、この施策の中身からしっかり、我々の学校教育に対する考え方からしっかりお伝えした上で、今私が考えている、0でもなく100でもなく、等距離の50というのが一番学校の魅力化を図る上でも教育委員会の考え方を尊重できるし、施策としてもですね、他市町との差別化もできるという視点でよいのではないかと御意見を述べさせていただいて、その反応で御理解いただければ実行していきたいと考えているところでございます。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、45分まで休憩します。休憩。

午後2時30分 休憩

午後 2 時 45 分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を再開いたします。

質問事項の 2 番から、3 番原直弘君。

○3 番（原 直弘君）

それでは、先ほどの執行部のほうから申されたように、保護者さんとお会いして話を伺いたいということでしたので、ぜひそういう方向でお願いしたいと思いますが、もうそのほとんどが子育て世帯で、多分ですね、私がお会いしたのも土日しかちょっとお会いできなかった。やっぱり小さな子供を置いてですね、御主人も遅かったりするんで、ちょっとお会いできないとか、そういった面もあるんで、その辺は臨機応変にお願いしたいと思いますので、その点を留意して話合いをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中山五雄君）

答弁は要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次へ進みます。質問事項の 3 番、新型コロナウイルス感染症に伴う支援について、質問要旨の 1 番、給付金等の申請状況及び給付状況について、執行部の答弁を求めます。

○健康福祉課長（江島朋子君）

原直弘議員の質問事項 3、新型コロナウイルス感染症に伴う支援について、要旨 1、給付金の申請状況及び給付状況について答弁いたします。

令和 2 年 4 月 20 日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになり、上峰町におきましても、5 月 7 日から特別定額給付金申請書を町内 3,685 世帯に郵送をしました。マイナーポータルを利用したオンラインでの申請受付も 5 月 7 日から開始をしております。

申請状況としましては、6 月 2 日時点で 3,428 件です。そのうちマイナーポータルを利用したオンラインでの申請は 111 件で、申請件数の 3.24%、郵送・窓口申請は 3,317 件で、申請件数の 96.76%です。給付状況は、6 月 2 日時点で 3,348 件です。給付金額は 890,700 千円で、支給割合は全体の 92.85%です。緊急経済対策の趣旨を踏まえ、申請された方に速やかに給付ができるよう引き続き進めてまいります。

以上、原直弘議員の質問の答弁を終わります。

○産業課長（日高泰明君）

原直弘議員御質問の質問事項 3、新型コロナウイルス感染症に伴う支援について、要旨 1、給付金等の申請状況及び給付状況について、産業課所管分を答弁させていただきます。

5 月 18 日開催の臨時議会において承認いただきました補正予算により執行しております応

援給付金、休業支援金の状況を御説明いたします。

応援給付金につきましては、27件の申請を受け、うち9件に支給しており、給付金の総額は2,400千円でございます。休業支援金は9件の申請を受付、うち3件に支援しており、支給しました支援金の総額は600千円でございます。

以上でございます。

○住民課長（扇 智布由君）

私のほうからは、原議員の質問事項3、新型コロナウイルス感染症に伴う支援について、要旨1、給付金等の申請状況及び給付状況についてという質問につきまして、住民課からは子育て世帯への臨時特別給付金の申請及び給付状況について答弁いたします。

まず、一般支給対象者につきましては、申請は不要でございますので、5月15日に該当者宛てに100%通知文を発送しております。その中で、受給を拒否される場合は、5月29日までに申し出ていただくよう案内しておりましたが、受給拒否申出はありませんでした。

また、一般支給対象者への支給につきましては、6月の児童手当の定期払いと同日の6月10日に口座振込としております。一般支給対象者は707名でございます。

次に、公務員支給対象者につきましては、職場より児童手当受給者であることの証明を受け、受給者本人が居住市町村に申請していただく流れとなっており、本町におきましては、6月1日から受付を開始しております。公務員支給対象者への支給につきましては、申請受付後随時役場の定期支払い日に口座振込を予定しておりまして、6月25日から振込開始をいたします。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

1つ確認ですが、特別定額給付金において辞退するというか、給付はしてもらわなくていいということの欄があったと思うんですけど、報道では他の市町でそういった辞退をチェックつけると訂正が効かないような報道もあったんですけど、上峰町についてはどのような対応をしてあるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの辞退のチェックについての対応の御質問だったかと思います。

特別定額給付金を希望しないにチェックされている方につきましては、個別に連絡を取りまして、再度間違いなく辞退をされる旨提出されたのかどうかを確認するようにしております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

そしたら、もし自分のチェックミスというか、不用意に間違えてチェックされているというのが確認された場合は、役場のほうで給付という形にされるのか、もう一回申請をし直し

てもらうのか、その点だけお尋ねしたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

チェックミスが確認された場合の給付についての対応だと思います。

本人さんの申請により間違えてチェックをしたということが確認できれば申請書に、こちらから連絡を取りまして申請書に訂正の記載をしていただき、給付をする形になります。

以上でございます。（「次の要旨にいつていただいて」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

質問要旨の2番、支援策の拡充について、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

原直弘議員御質問の質問事項3、新型コロナウイルス感染症に伴う支援について、要旨2、支援策の拡充について答弁させていただきます。

同僚議員から質問がありました答弁と重複する内容がありますが、答弁させていただきます。

他の市町で実施されている支援策としましては、売上げ減少の事業者への支援策として、現金給付や販売拡大に係る施策でありますとか、休業要請に応じて売上げ減少となった事業者への協力金とした現金給付、また、新型コロナウイルス感染症対策の行動自粛となるテイクアウトの支援策などの支援策が講じられておるところでございます。

当町で実施している支援策としましては、売上げ減少の事業者への応援給付金、休業要請に応じて売上げ減少となった事業者への休業支援金、そして、販売及び消費拡大としまして花いっぱいプロジェクトとした庁舎内で花を飾る取組や、ハコミネ町民市での花木や佐賀牛及び上峰産タマネギの販売促進支援、学校給食での上峰産タマネギの活用について取り組んでいるところでございます。

このような施策を実施していきながら、拡充していく内容については現在、整理検討中があります。

新型コロナウイルス感染症による影響がある部分で、上峰町でどの部分に支援策が実施できるのか、その情報把握、そして施策につなげるところで、上峰町の支援策の拡充を検討していくところでございます。

以上で答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

今、ハコミネ町民市という部分が出ましたけど、ここでタマネギ、佐賀牛ですかね、花木、弁当等の販売が行われているんですけど、実際、牛に関しては国も県も出荷頭数に応じて1頭当たり幾らという交付、国におきましては1頭当たり20千円ですね。それぞれ県も同じような施策をしてるんですけど、町についてもこういった施策をされるのかどうか。

先ほど同僚議員から質問があったように、タマネギの種子の補助とか、そういうのがある

のかどうか。

実際、牛については当然、今、枝肉が下がっているわけであって、それを売った後、また子牛を買って飼育をすると、肥育をするという形になりますので、その分、当然国、県、町あたりの給付金とか補助金とかがないとですね、赤字になって、それを繰り返すことによって経営悪化によって、行く行くというか、上峰牛も若干少なくなっていくような、一時的になっていくような状況にもなりかねませんので、そういった施策を今後考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

原議員御質問の牛に関しましては、出荷頭数当たりの町のほうで助成ができないであるか、また、タマネギ、農作物につきましては、次期作の種子代とかの助成を考えられないだろうかということでお聞きしたところでございます。

国、県も補助金を出してこの施策を掲げておるということは、もちろん必要性があるということで施策を展開されているところだと思います。

また、タマネギの種子代など種子に係る費用というふうなところはもう決まっておりますので、その種子代を超えるようなですね、もちろん助成をする、検討するところではございませんし、また、国、県がどのような単価構成で出しているところの情報はつかんでおりますので、そういったところに手を回すようなことはもちろん検討ができるかというふうなところで考えます。

また、牛につきましても、もちろん肥育牛のお金を借りられて肥育の子牛を導入されるところで、そういうふうなことも産業課のほうのお金を借りる制度のところを通りますので、そういったところで肥育の牛を飼われている方が何頭ぐらいこの素牛を導入なさるかということも、うちのほうで把握できるところでございます。

また、幾らお金を借られて導入されるというふうなことも、うちのほうで把握できるところでございますので、そういった経費を見まして、また、うちのほうで拡充を図るというふうなところもる検討して、国、県で施策をしてるところに、町の応援給付金の休業支援金もまた同じでございしますが、そういうふうことで、町もそこに手をかけていくようなところで検討は今から図っていかうかということですね、国、県の施策的なところもうちのほうで把握しておりますし、そういうところも絡めて実施を検討したいということでございます。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。特に上峰牛というか、佐賀牛ですね。タマネギもそうかもしれませんが、ふるさと納税で大変好評ということで、これはブランド的に当然全国で認識されておりますので、ぜひ継続した飼育農業の支援していただくような形でお願いしたいと思います。

ともう一つ、ちなみに特別定額給付金なんですけど、基準日が4月27日時点ということで住民基本台帳に記載された方ということになっているんですけど、ちなみにもう一つの子育て世帯への臨時特別給付金ですね、これが基準日が3月31日までに生まれた児童ということで、当然、今後子供がお生まれになる方についてもですよ、コロナ禍の影響が大なり小なりあっている世帯ということが考えられますので、こういった国は当然給付に当たって基準日を設けるのは必要だと思うんですけど、町に至ってはですね、それを見ながら、不公平感が生じないように、ちょっともう少し平等にというか、特別定額給付金は4月27日の年度の中途半端なんで、例えば同学年の次の年の3月31日までに生まれた方を対象にするとか、そういったのがあってもいいのかなとちょっと考えますけど、そのことについてお尋ねしたいと思います。

○健康福祉課長（江島朋子君）

ただいまの基準日の御質問だったかと思います。

国の特別定額給付金給付事業実施要領の中には、しっかりその基準日というものが入っておりまして、その基準で判定をするように定められております。

町としましては、この基準に沿って事業を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○3番（原 直弘君）

私が申し上げているのは、当然国の基準日が4月27日、ということは、4月27日の後に生まれた方は全然もらえないわけですね。それを町のほうでその補完するというか、平等性、本当基準日はまちまちで、その省庁省庁で違うと思うんですよ。そいけん、まあいいです。特別定額給付金が4月27日までに住民基本台帳に記載された方だけなので、コロナ禍の影響はそれ以降に生まれた子供の世帯も当然影響していると思うんで、その子供に対しても何かできないものなのかなということとさっきお尋ねしたと思うんですけど、すみません、端的にお願いします。

○議長（中山五雄君）

先ほど住民課のほうも答弁をしておったとでしょう。

○町長（武廣勇平君）

お尋ねは、子育て世帯特別給付金のお話だと思います。

これの基準日が国と違い本町で上乗せすることがあればというお話ですかね。（「いや、子育て世帯はもう何か年度で終わっているんで、特別定額給付金が4月27日で年度途中なんですね」と呼ぶ者あり）分かりました。（「それも町のほうで何とかできないものなのか」と呼ぶ者あり）

国の制度でこの給付事業は進んでいるけれども、その基準日というものを町独自の考え方で支給できないかということでございます。

この事務執行に当たって、それが可能であり、他自治体ですら、実施しているところがあるかどうかさえ今現在情報を持ちませんけれども、可能であれば検討する余地はあると思いますので、この担当のほうで情報を集めて協議をしていきたいと思っております。

以上です。（「お願いします。次お願いいたします」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の4番、中心市街地活性化事業について、質問要旨の1番、現在の進捗状況と今後の見込みについて、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

原議員の質問事項4、中心市街地活性化事業について、要旨1に関して答弁をいたします。

4月1日に実施方針を既に公表してございます。それで、本日なんですけれども、本日中に募集要項のほうを公表する予定であり、今準備をしているところでございます。

実施方針公表後、国内初のLABVスキームを掲げていたこともございまして、マスコミや意欲がある企業からの問い合わせというのもありまして、反響も大きく、全国的にも注目されている事業であると感じているところです。現在のところ、実施方針に示したスケジュールどおり進捗をしています。

募集要項の公表を行った後は、パートナー事業者の公募及び事業者選考という形になります。年末頃には選考したパートナー事業者と共同開発協定を行い、その後、本町からは不動産を、パートナー事業者からは現金をそれぞれ出資することによりLLCを設立いたしまして、事業の受皿として実行機能を担っていくことになります。

以上、原議員の質問の答弁を終わります。

○3番（原 直弘君）

今の、まあ2か月しかたっていないので、その辺のところは分かりました。

今回、この事業を進める上で最も重要なこととして、イオンの無償譲渡というのが大事だと思うんですけど、無償譲渡が実行されなければこれ絵に描いた餅というか、もう全く事業が成り立たないということになりますんで、どうして無償譲渡が今進んでないかというのをちょっと端的にお聞きしたいと思いますので、お願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

イオン九州株式会社との協議内容につきましては、もちろん双方前向きに話をさせていただいております。事務方レベルなどでも相当詰めてきております。双方の機が熟す時期に速やかに実行に移したいというふうに考えておりますし、事業者公募もかけますので、双方の意思に変わりないということで、事業者公募がかけられているというようなところで、向こうが意思が変わればこういうこともできないわけです。ですので、そこができてるといふことでございます。

そして、あとタイミングとか、そういったものを見計らうようなレベルの状況下に今後なっていくというような形の認識になっております。

以上でございます。

○3番（原 直弘君）

あと昨年度から継続費と計上されている体育館等に伴う再評価の業務委託ですね、あの分でちょっと私今までのとを振り返ると、実際再評価の進め方はあくまで今、公表公募されている業者さんの提案に基づいた上での評価をされていくものと認識していますが、そして、ちょっと年度末ぐらいまでというか、いつぐらいまでこの公表のスケジュールと再評価の最終的な、実際出てくるタイミング、時期ですかね、それいつなのかどうか、業者が提案しますよね、して、公表されている業者と話合いの基に提案されたのについて再評価をしていくような形になるんでしょということで、それだけちょっと一つ聞きたい、お願いします。

○議長（中山五雄君）

簡潔にお願いします。

○まち・ひと・しごと創生室長（河上昌弘君）

すみません。大変申し訳ございません。議員の質問の意図がなかなかちょっと酌み取れずに、ちょっとすみません、こんな言い方したら失礼ですけれども、次回また整理して、こちらのほうでもと思っております。

○議長（中山五雄君）

原議員の質問が終わりました。

次へ進みます。

5番田中静雄君。

○5番（田中静雄君）

皆さんこんにちは。早速ですけれども、通告書の順番に従って質問をいたします。

大きく分けて3項目です。まず、1番目として、集中豪雨時の安全対策について質問をいたします。

昨年は、集中的な豪雨で河川の浸食、崖崩れ、河川の決壊、道路冠水等々、あちこちで大きな被害が発生しました。間もなくやってくるでしょう梅雨時、それが過ぎるとまた台風がやってきます。

そこで、先ほど来から同僚議員からの質問で、道路冠水の箇所を数か所挙げられましたけれども、道路冠水する場所というのはほとんど毎年決まっているわけですね。その辺の場所というのは認識されているようでございますけれども、その道路が冠水するまで、冠水しそうだ、と、氾濫しそうだ。道路冠水及び河川の氾濫がしそうだ、と、非常に危ないという状況把握というのは、どういうふうな方法で情報把握されているのかお伺いをいたします。

それから、要旨の2番目として、豪雨による、町内の道路冠水及び河川の状況を瞬時に把握可能な監視カメラを設置したらどうかということについて質問をいたします。

次に、2番目の町道下津毛三田川線の変則五差路の安全対策についてであります。

これは既に相当前になりますけれども、請願書が提出されて、今まで長い間年月を要しております。だけど、まだまだ解決には至っておりません。

そこで、現在の進捗状況、どの辺までどういうことをやっていきたいと検討されているのか、その辺の進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

要旨2番目として、今後どのような安全対策をする考えなのか、どういう対策を立てていかれるのかお伺いをいたします。

大きく3点目でありますけれども、これも先ほど来から各議員さんの質問で出てきました。

6月5日の全員協議会でも新型コロナウイルスの支援策について行政のほうから発表がありました。説明がありました。

そこで、全員協議会のときには第2弾の追加支援策だと思いますけれども、これからも第3弾、第4までいくか分かりませんが、追加支援策を考えておられるのかどうかお伺いをいたします。

質問要旨2番目として、県内の自治体のなかにはたまねぎ農家、先ほど来から話題にのっておりますけれども、たまねぎ農家への支援がありますけれども、町内の園芸作物の価格下落でお困りの方に対しての支援はどうお考えしておられるのかお伺いをいたします。

以上でよろしく願いいたします。

○議長（中山五雄君）

それでは、質問事項の1番、集中豪雨時の安全対策について、質問要旨の1番、現在の道路冠水及び河川氾濫に至るまでの状況把握は、どのようにしているのか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（森園敦志君）

田中議員の質問事項1、集中豪雨時の安全対策について、質問要旨1、現在の道路冠水及び河川氾濫に至るまでの状況把握は、どのようにしているのかという質問に対しお答えいたします。

河川の水位や冠水の情報の集約につきましては、前年までの情報や実績を参考にしながら、職員が町内を車両にて巡回し、カメラ等により記録をして、それを課へ持ち帰る形での集約となっております。また、併せて国土交通省の河川事務所等の関係機関からの情報も集約しております。集約した情報は、総務課と共有し、状況に応じた応急的な対応に活用している状況でございます。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

今のお答えでいきますと、今までの経験から、道路冠水及び河川氾濫などの場所、この辺はパトロールを実施して状況把握をしているというお答えだったと思いますけれども、では、夜間の場合はどうされているのでしょうか。

○建設課長（森園敦志君）

田中議員からの質問、この情報把握について、夜間はどのようにしているのかということでございます。基本的には、夜間も同様の形を取ってはいるんですけども、懐中電灯を持って回るようにはしておるんですけども、暗くなると二次災害等が怖いもので、無理はしないようにはしている状況にはなっております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

夜間の場合も懐中電灯を持ってパトロールをしているというお答えでございましたけれども、大変ですね、昼は出て、また夜に出てくるというのは。

そしたら、ちょっと質問を変えますけども、例えば、河川が氾濫したと、例えばの話、切通川が氾濫しましたと、氾濫しそうだ。河川からの氾濫というのは分かるんですけども、氾濫しそうだ、危ないぞという情報把握というのは、切通川をずっと行くわけにはいかんですね。とてもじゃないけど、そんなパトロールできるような行政の人はいないと思いますよ、それだけの人をいっぱい抱えているわけではありませんから。それで井柳川でも一緒です。ずっと懐中電灯を持ったり、夜中は懐中電灯を持ったりずっとパトロールするわけにはいかない。ということで、例えば、河川の場合はどういう場所を大体、目ぼしいところは分かるだろうと思いますけれども、どのくらいの範囲で把握されているのか、それをお伺いしたいと思います。

○副町長（森 悟君）

田中静雄議員の御質問でございます。今、建設課長のほうからそれぞれの道路と道路を主にした回答といいますか、答弁をさせていただいているところでございますが、今、御質問の内容につきましては河川等の話も出てまいりましたので、まず1点目は道路、そして2点目は河川、河川についてはまた次の御質問もあるようでございますので、そこはまた課長のほうから答弁するいたしますので、前段で私のほうから答弁をさせていただきます。

まず道路でございますけれども、これは今まで、去年もそうでしたけども、おとしも同様の――同様のといいますか、町内におきまして道路冠水が同様に起きる水害が起きてございます。その中での箇所につきましては把握、これはそれぞれの課で、総務課もそうですし、建設課もそうですし、そういった町内の重点箇所、これについては情報として共有をしているところでございますし、前回の質問でもありましたように、そこは応急的に、そしてそれぞれ人的、それから車両も含めまして災害が起きないように、事前の防止策としてバリケード等を立てているという御説明をしているところでございます。

次に、河川でございますけれども、河川につきましては県河川が主でございます、大きなものはですね。ここについては、次にまた話、御説明差し上げるかと思っておりますけれども、水位観測が県のほうで、これはリアルタイムでパソコン、スマホで見れるようなシステムを今構築しています。そういった中で、夜間でも切通川につきましても水位を見て、そして氾濫水位、危険水位等に及んでいるかどうか、そういった把握もできますし、井柳川につきましても、上峰町より少し上流側にもそのような観測箇所がございますので、そういった目視ができないような時間帯においても状況の把握ができるようなシステムが今構築されてございます。そのようなものを参考にしながら、そして住民の皆様方の安全・安心につながるような、次の行動に早目に打って出れるような、そういった行動もここでできることと思います。

次の質問まで言ってしまったかも分かりませんが、私の答弁とさせていただきます。

○5番（田中静雄君）

道路の冠水、河川の氾濫とか、こういうやつは災害というか、そういう災害が起こってからはやや遅過ぎる感じがします。初期の行動、状況把握というのが最も私は大事だろうと思います。

そこで、例えば、道路が冠水したと。多分通行止めの処置をされると思いますけれども、上峰町の中でも4か所か5か所ぐらいありますね。その通行止めというのは今まで全てやってこられたという自負、自信がありますかどうか、お伺いをいたします。

○建設課長（森園敦志君）

田中議員からの御質問です。通行止め等の措置はどのようにやってきたかというような内容の趣旨だったと思います。

昨年度におきましては、道路の冠水箇所につきましては、基本的に建設課職員が看板を立てに行くのを主にやりながら、ソフトの面を総務課のほうで避難所でしたり記録だったりと、そういった部分、あと避難者の把握だったりと、そういった部分を総務課のほうでやられていたと思っております。

今年度につきましては、新たに通行止めの看板のほうを各消防団のほうに作成して配付しておりますので、その辺の協力を仰ぎながら進めてまいれたらと思っております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

消防団の方々の力も借りて、通行止めなどの処置を行っているということです。それはありがたい話でございますが、今質問している項目は氾濫、例えば、河川の氾濫に至るまでの状況把握ということでございましたけれども、答弁の中で、その後の処置の答弁がありましたからちょっと横向きにずれたかもしれませんが、質問をさせていただきました。大変だと思いますけれども、今行政のほうでやられている、特に総務課、建設課のほうでやられているいろんな作業の内容というのは分かったつもりでございます。しっかりこれからも頑

張っていただくということで、次に移ってもらいたいと思います。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、豪雨による、町内の道路冠水及び河川の状況を瞬時に把握可能な監視カメラを設置してはどうか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（森園敦志君）

田中議員の質問事項1、集中豪雨時の安全対策について、質問要旨2、豪雨による、町内の道路冠水及び河川の状況を瞬時に把握可能な監視カメラを設置してはどうかという御質問に対しお答えいたします。

まず、道路冠水状況の把握可能な監視カメラの設置につきましては、他の議員より3月議会にて防犯カメラの設置についての御質問をいただいたと記憶しておりますけれども、そういったカメラを併用するような方法が取れないか、その担当部署との協議を進めていければと考えております。

河川のほうにつきましては、先ほど副町長のほうからも申されましたとおり、現在、佐賀県の河川砂防課のほうにおいて、県内の主要河川14か所に設置されている部分がございます。東部土木事務所管内では、現在3か所に設置をされておりますが、町内には設置はございません。このカメラは、パソコンの画面などで確認できるようになっております。スマートフォンとかでも確認ができます。上峰町内に流れる河川につきましては、水位観測計が切通川と井柳川のほうに設置がされておまして、この水位のほうもパソコンの画面など、スマホなども含めてほぼリアルタイムに確認をすることができます。当面は、この情報と目視の確認を併せまして、現状把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

今、課長さんのほうから説明を受けましたけれども、3月の議会で私は防犯カメラのことについて設置はどうかということで、安全・安心なまちづくりということで防犯カメラの設置について質問をいたしました。それと併せて、併用して何かできないかということを考えていきたいというふうな、そういう今の答弁だったと思います。

3月の議会のときの答弁ですけれども、5つの条件が示されました。いろいろありますけれども、目的が正当であること。客観的かつ具体的な必要性があること。設置状況が妥当であること。設置及び使用による効果があることなど、使用方法が適当であることの5つの条件を上げられまして、そして、プライバシーの問題でこのような——あのときはおたっしや館とか人が集まるところを例として防犯カメラの設置を質問したんですけれども、プライバシーの問題があるので望ましくないという答弁がありました。今、議事録は持っておりますけれども、そういう答弁でございました。

しかし、最後には、結論から言うと検討したいという意見でございましたけれども、監視カメラというのは常時見ているわけですね、プライバシーの問題はないんですか。その辺の問題というのはないんですか、お伺いをいたします。

○副町長（森 悟君）

今、田中議員御質問の件でございます。先ほど課長のほうが併用をという答弁をしたかと思いますが、そのことからすれば、先ほど議員御指摘のような観点からすれば、ここについては、まさにピンポイントで考えるとすれば、道路冠水、河川状況の把握のためにでございますので、場所的にも少し無理がある、そのように私も考えます。

したがって、先ほどの答弁につきましてはかなりの無理があると考えています。

さらに、今後の道路の、まず道路と河川というふうに考えますと、道路につきましては、ここは区別してから考える必要があろうかと思えます。道路につきましては、日々の管理、もちろん目視ができる状況で、町内の分でございますので、それは今までの経験に基づく状況把握ができております。したがって、十分昼間のうちでの目視が可能でございますので、それからどのくらい夜間に、その変異量がどのくらいというのは推測ができるものでございます。

したがって、そこにつきましては、道路冠水につきましては、カメラでの必要性は私はないと、なかろうかなと、薄いものじゃないかなと考えます。この併用につきましては、むしろ道路のほうを考えてのことでございますので、それについては田中議員御質問の先ほどの5つの条件、そういったものを申されますので、そこについてこれをヒットさせるというのは無理があろうかと存じます。

次に、河川につきましては、これは先ほど課長が説明いたしましたように、県営河川につきまして、既に3か所が東部土木管内でございます。そのうちの2か所が切通と井柳川でございます。場所が町外と申しましたけれども、これは具体的に申しますと、切通川につきましては公園橋ですから町界なんですね、みやきとの境ですから、どっちにカメラが入っているかというだけで、その水位につきましては橋ですから、まさに下流、私どもの住んでいる町内の主要地域に下ってまいります分ですから、そこでの水位ではっきり確認ができます。及び井柳川につきましても、吉野ヶ里町の方でございます。上峰町に入ってきております上流側の徳富橋というところにこのカメラが設置されておりますので、ここにつきましても、十分水位の観測、そして時間ごとの量の変化というものを読み取れますので、目視ができない夜間においても、これはつぶさに掌握ができると考えております。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

道路冠水については、今の副町長の答えでいきますと、その必要はないんじゃないかというお考えのようでございます。

私は、昨年8月やったですかね、中学校の東側のあの道路、あれが冠水して軽トラックが横倒しになりましたね。あのときでも——あのときでもと言ったらおかしいけれども、あのときは通行止めも何もないんです。やられていなかったんです。私は行きました。だから、これからの通行止めとか、そういう措置は精いっぱい頑張ってもらいたいと思いますけれども、あのときはありませんでした。地理的にも全て分かっている本当の地元の方です。地元の若い方で、多分20代後半、20代だと思います。兄貴と妹、2人が乗っておられた。あれがもしひっくり返っておったら、1人は重大災害になっていたと私は思います。よう止まってくれたなと私は思います。

そういうことを考えますと、私は監視カメラをつけて、そしてリアルタイムで状況を把握して、それで即通行止めなどかする措置ができるように、瞬時に行動に移れるような対策を取ってもらいたいと私は思っております。

これは上峰町だけじゃなくて、佐賀県内自治体でも監視カメラの設置をされている自治体がございます。そういう自治体があるということは御存じでしょうか、お伺いをいたします。

○建設課長（森園敦志君）

先ほど田中議員からの質問で、他の自治体に監視カメラをつけている自治体があるが把握しているかということだったと思いますけれども、申し訳ございません。私はちょっと勉強不足でそこら辺の把握ができておりません。今後、そういったところまで調べてまいりたいと思います。すみません、よろしくお願いします。

○危機管理対策監（弥永正一君）

先ほど他の自治体において、河川における監視カメラの設置の状況はどうかというふうな御質問がありました。

私、昨日調べましたところ、佐賀県内では県の設置のもとに31周知河川というのが流れていますけれども、そのうちの14か所で県が設置しているというふうに聞いております。これにつきましては、令和2年までで33か所整備する予定だというふうに承知をしています。

あと、河川の監視カメラに関して申しますと、本町に流れる河川というのは中小河川が非常に多くて、中小河川というのは非常に流域が狭くて、そして勾配が比較的急なので、その時点ではまだ大丈夫なんだけれども、一気に水かさ上がるという危険性があるということでもあります。

したがって、その監視カメラで見れば、必ずそこで判断できるかというと、そうではないところもあります。したがって、監視カメラでもありますけれども、例えば、水位予測、これは気象庁のホームページに載っています。3時間後の水位を想定して危険度を判定するというふうなシステムになっていますけれども、そういったもの。あとは土木事務所から通知される水位の状況、そして気象状況、こういうのを総合的に判断しながら避難対策をやっていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○５番（田中静雄君）

佐賀県内の自治体で監視カメラ、道路冠水などの監視カメラを設置しているところ、数か所あると思いますけれども、上峰町の近くで言いますと鳥栖市が、もうカメラを設置したのかどうか分かりませんが、やる方向です。

鳥栖市内でも、道路冠水するところというのはほとんどもう決まっているらしいです。上峰町と同じように決まっておるんですね。もう間違いなくそこが冠水すると。そこに４か所か５か所だったと思いますけれども、監視カメラを据えて——これはリースのようでございます。据えて、いち早く交通規制をする。できるだけ早く交通規制をして、それを住民に知らせる。そのために監視カメラをつけたのかまだ分かりませんが、つけると思います。つけていると思います。

上峰町も鳥栖市から比べれば、面積的に言えば非常に小さいかも知れませんが、瞬時に町民に安全・安心を与えるためには素早く対策を講じていく必要があると思います。副町長の考えと私はちょっと違うようでございますけれども、私はぜひこれからも検討をしてもらいたいと、ひとつ要望をしてこの質問は終わりたいと思います。

次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問事項の２番、町道下津毛三田川線の変則五差路の安全対策について、質問要旨の１番、現在の進捗状況は、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（森園敦志君）

田中議員の質問事項２、町道下津毛三田川線の変則五差路の安全対策について、質問要旨１、現在の進捗状況はという御質問に対しお答えいたします。

変則五差路を含む町道下津毛三田川線につきましては、現在、防衛省の補助事業である防衛施設周辺対策事業の新規事業として、令和３年度の採択に向けて準備を進めているところでございます。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○５番（田中静雄君）

令和３年に防衛省からの補助で対策を講じていきたいというお話でございました。やっとなんていいますか、私の心情からすればよくここまでこぎ着けてこれたなと思います。

そこで、この変則五差路については、どのくらいなりますかね、七、八年ぐらいなと思います。請願書が出てからですね。それで、あの辺にまた民家ができたりとかして非常に挫折したこともあろうかと思います。けれども、非常に危ない、今でも危ないんですね。

それで、令和３年に何とか明るい兆しが見えてきましたので、これ以上あんまり追求して

も何かと思いますけれども、私は随分前からあの変則五差路については、あの辺の住民の方、変則五差路の直近の方からも何とかしてくれと、できないだろうかということと言われておりましたけれども、自分で考えると、さて、この変則五差路をどうしたらいいものか、どういうふうにして改造したらいいのか、あそこを本当に安全・安心して通行できるようにするためには、交差点自体を大々的に変える必要があるんじゃないかなと自分では思ったりしておりました。それもやろうと思えば相当なお金がかかります。多分、そういうことは無理だろうなということを思っていました。ただども、ちょっと明るいお話でございましたので、では、どういうふうにして安全対策をされているのか、どのような模様というのか、どういうふうな形になるのか、どういうことを考えておられるのかお伺いをいたします。

○議長（中山五雄君）

これ田中議員、2つ一緒に。安全対策は2番ですが。

○5番（田中静雄君）

失礼をいたしました。要旨の2番まですっ飛んだようでございます。どうも失礼をいたしました。もうよろしいです。要旨の2番に進んでください。どうもすみません。

○議長（中山五雄君）

そいぎ、1番はもういいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

質問要旨の2番、今後どのような安全対策をする考えなのか、執行部の答弁を求めます。

○建設課長（森園敦志君）

田中議員からの質問要旨2、町道下津毛三田川線の変則五差路の安全対策について、質問要旨2、今後どのような安全対策をする考えなのかという御質問に対しお答えいたします。

先ほど質問要旨1、現在の進捗状況のところで申し上げましたように、今後は防衛省の補助事業の採択を受けて事業展開を行うことということになっておりますので、その中において詳細設計という流れになっていくことになります。その詳細設計の際には、できる限りの安全対策は図ってまいりたいという気持ちでは考えております。

以上、田中議員の質問の答弁を終わります。

○5番（田中静雄君）

防衛省のほうからの助成があつて、それからどういう変則五差路が改善されていくのか、それからまた検討していきたいとか、考えていきたいという答弁でございました。

今までにも総務課、建設課を中心として、いろいろ各方面からの意見を聞いたり議論をされたと思います。私は、あそこを大々的に拡張したり、交差点の交わり方を変えるということになったら、とてもやないけど大変な事業でございますけれども、私は思うんですけれども、過去に何回か道路のことについて質問したときに、信号を使ってもらえんかということは何回か、ほかの場所でも言ったことがあります。変則五差路ですから、時差式の信号で私は十分対応できるんじゃないだろうかとは自分は思っています。そういう時差式の信号をつけ

ることについてのお考えは今まで要望として出てこなかったのか、検討された中でそういう話はなかったのかどうかをお伺いします。

○建設課長（森園敦志君）

田中議員からの質問で、先ほど変則五差路のところに信号機等の設置の予定はないのかというような御質問かと思えますけれども、申し訳ございませんけれども、私がちょっとまだそこまでは把握していないところではございますけれども、これまでの準備の段階で交通量調査等も行っているところはありますので、そういった状況を踏まえながらの設置等は考えられていかれるものかなと。それと、先ほど申しましたように、安全対策のほうはしっかりやっていきたいということは思っておるところでございます。

以上でございます。（「次に進んでください」と呼ぶ者あり）

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、4時15分まで休憩します。休憩。

午後3時59分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（中山五雄君）

再開いたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

質問事項の3番、新型コロナウイルスの支援策について、質問要旨の1番、5月8日に、町独自の支援策の発表があったが、第2弾、第3弾の追加支援策の考えはどうか、執行部の答弁を求めます。

○町長（武廣勇平君）

たまねぎ農家の支援ということで、追加の支援策ということでお尋ねでございます。

現在、タマネギ農家への支援につきましては、JA上峰支所タマネギ部会から新型コロナウイルス感染症拡大により、業務加工用タマネギの需要が減っているというようなお声をいただき、出荷調整を行っても農家の圃場や倉庫に多数の在庫を抱えており、価格も低迷しているということで支援をお願いしたいという御要望をいただいております。

こうしたことで、タマネギのハコミネ町民市への販売、学校給食での活用を考えておりますが、先ほど来、他議員の方から御指摘いただいていることも踏まえまして、しっかりと…

○議長（中山五雄君）

町長、タマネギは2番。

○町長（武廣勇平君）

失礼しました。申し訳ございません。ちょっとタマネギのことに触れながら第2弾の話をしていこうという文脈で御理解いただければと思いますが、タマネギについても、肥育についても、議員の皆様方から貴重な御指摘をいただいております。こうした御指摘を受けて、また各自治体、他自治体の状況も含めて、できるだけ前広に議論をしていきたいと考えてございます。遅きに失したというような御指摘をいただくことがあるかもしれませんが、我々としては、まずは様々な自治体の取組を見た上で一番効果的なものを考えていくことも必要ではないかというふうな視点で、落ち着いた議論を、協議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく御指導いただきますようお願いいたします。

○5番（田中静雄君）

上峰町独自の支援策、これについては、ほかの自治体と比較しても引けを取らない立派な支援の内容であると思います。敬意を表したいと思います。

第2弾がこの間、全員協議会で説明がありましたけれども、これからも他自治体との支援のやり方、より効果があるものをしていきたいという御答弁だったので安心をしております。頑張ってもらいたいと思います。

この項については、次に進んでください。

○議長（中山五雄君）

次へ進みます。

質問要旨の2番、県内の自治体のなかには「たまねぎ農家」への支援があるが園芸作物の価格下落で、お困りの方に対しての支援はどうか、執行部の答弁を求めます。

○産業課長（日高泰明君）

田中静雄議員御質問の質問事項3、新型コロナウイルスの支援策について、要旨2、県内の自治体のなかには「たまねぎ農家」への支援があるが園芸作物の価格下落で、お困りの方に対しての支援はどうかについて答弁させていただきます。

まず、同僚議員から質問がありました答弁と重複する内容がありますが、答弁させていただきます。

タマネギ農家への支援につきましては、JA上峰支所タマネギ部会から新型コロナウイルス感染症拡大により、業務加工用タマネギの需要が減り、出荷調整を行っても農家圃場や倉庫に多数の在庫を抱えており、価格も低迷しているというふうなところで支援をお願いするとした要請書を提出されております。これを受けまして、町といたしましては、ハコミネ町民市での販売や学校給食での上峰産タマネギの使用により支援しているところです。

園芸作物を契約出荷している農家においては、需要減により売上高が減少しているとしたことを聞くところでもありますし、また、既に実施しております応援給付金の支援策に準じ

た売上高減少により給付金を支給するとした支援策について検討しているところでもあります。

今後ともどのような影響があり、どのような支援策が実施できるかを検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

質問要旨のたまねぎ農家の支援のことについてお伺いしておりますけれども、これは全員協議会がある前にこれを提出した関係で、非常に時期が遅れたような感じですがけれども、佐賀県、または各地方自治体でタマネギ農家の方々に対しての支援がなされているということで、上峰町もどうですかということでお伺いをしているところでございますけれども、上峰町にタマネギ農家が何人おられるか、私も実は把握しておりません。そんなには多くないと思います。

それで、小・中学校の学校給食に使うということで、非常にありがたいと思っております。実際のタマネギの価格というのが、もちろんこれは新聞報道ですがけれども、キロ当たり80円したのが今30円ぐらいになっていると。今日現在ではどうか私も把握しておりませんが、非常に下落をしていると。そして、上峰町のタマネギ農家の方も、今日の時点ではどうか知りませんが、出荷停止がかかっているという話も伺っておりました。そういう状況下でありましたので質問させていただきましたけれども、タマネギ農家をはじめとして園芸作物を栽培している方もかなりおられると思います。もちろんイチゴとかアスパラとかお花、それからいろんなことがあろうと思いますけれども、そういう園芸作物を作っておられる方が価格下落で非常にお困りの方もおられるかもしれませんけれども、どうですかね、その辺の状況といいますか、非常に困っているとか、そういう状況ではないのでしょうか、どうでしょうか。

○産業課長（日高泰明君）

田中議員御質問のところでございますが、例で挙げられましたイチゴ、アスパラにつきましては、コロナの時期がこのイチゴ、アスパラの出荷時期とちょっとずれておりましたところから、こういった要望のところでお聞きしているところではありません。

また、野菜の契約出荷されている方につきましては、先ほどの第1回目の答弁でも申しましたとおり、そういった状況を耳にするとところがあつたところでございますが、状況的に幾ら売上げが減ったとかそういうふうなところ、花木につきましては需要が少なくなって、消費が少なくなりまして花木が余っているというふうな状況もありまして、うちのほうでも取り組んだところがございます。需要が少なくなつての消費拡大というふうな取組のところは、そういったところの声を聞いて取り組んでいるところがございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

その園芸作物を作っておられる方々の状況というのは、どのような情報収集をされておられるのかお伺いをいたします。行政のほうから生産者に対して直接面談をして情報収集しているのか、住民からの要望を待っておられるのか、その辺の周知の仕方はどうやっておられますか、お伺いをいたします。

○町長（武廣勇平君）

これは直接要請を、要望をいただいたものばかりでございまして、今後とも町民の皆様方の御意見を聞きながら、この第2段、第3段の施策を講じていくと、第1段を発表したときに申しましたように、御意見を届けていただく中で範囲を広げたり、あるいはまた新たな施策を講じていくことになろうというふうに思っております。

もちろん、この花卉園芸と言われる分野の中で、本町は今アスパラの農家さんであったりイチゴ農家さんであったり、ほかの農作物を作っておられる農家の方もいらっしゃいますし、私もその影響はないかということで確かめはしております。アスパラ農家については、県の考え方としても、本町としても影響を受けているものではないということの認識の中で進めておりますし、また、県がJAさんと協議をする中で、その被害を確認したこと以外に、上峰町内での特筆すべき影響というものがあれば、御意見を寄せていただければそうしたものも考慮したいというふうに思っております。

今後とも、この要請、要望を受けて、その実態をしっかりと本町として把握しながら、対象に加えていったりすることは進めていきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○5番（田中静雄君）

住民の方々からの要望を受けて対処しているという答弁だったと思いますけれども、一方、進んで行政のほうからひとつ、もちろんタマネギもそうですけれども、いろんな園芸作物をされてある、アスパラガス、イチゴ、それからネギ、やっぱりありますかね、お花もあると思いますけれども、そういう代表の方に一回集まってもらって、集合してもらって、そこでいろんな情報収集をすることも一つの手だろうと思いますけれども、満遍なく情報収集するために代表者が集まって情報収集することは考えられないでしょうか、お伺いをいたします。

○産業課長（日高泰明君）

田中議員御提案のところで、代表者が集まっての周知の聞き取りというふうなところで認識したところでございますが、そういったやり方につきまして、うちのほうで検討するところでもあります。現状の段階では、お困りの方の声を聞きつけて、その方に深いところを聞いていく。また、そういったお困りの方以外の方というふうなところを、代表者を集めてというふうなところもございますけれども、おのおの方は農繁期でもありますので、そういったところの対応というのはやっぱりる時期的なところも考えて、また、お困りの方の

声は、そういった場では言いにくいところもあるのかなというふうなところでもちょっと思いますので、そういったところも含めてうちのほうに今提案いただいているところで、うちのほうもこういった対応のところについては考えるところでございますが、現状としましては、そういったところで別にやっておるところでございます。

以上でございます。

○5番（田中静雄君）

情報収集のことについて質問をいたしましたけれども、コロナ騒動というのは、まだまだこれからどうなるか分かりません。その時々これから冬に、まだ一足飛びですけれども、もちろん夏、冬になって、それぞれの時期によって園芸作物の生産者が変わってくるわけですが、情報収集というのは常に広げてもらって、上峰町民、住民の方が全ての方々の要望を受けて、それで対処されることを希望して私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（中山五雄君）

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、本日の会議はこの程度にとどめ、本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中山五雄君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後4時32分 散会